
第2次四万十町男女共同参画計画

2019（平成31）年3月

高知県 四万十町

～ 目 次 ～

第1章 計画策定に当たって	1
【1】計画策定の趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
1 男女共同参画社会の定義	2
2 人権尊重施策との関係	3
【3】計画策定の背景	4
1 国際的な動き	4
2 国の動き	5
3 高知県の動き	7
第2章 計画の概要	8
【1】計画の位置付け	8
【2】計画の期間	9
【3】計画の策定体制	9
1 計画策定体制	9
2 アンケート調査の実施	9
第3章 本町の現状と課題	10
【1】本町の人口等の現状	10
【2】アンケート・ヒアリング調査結果の概要	16
【3】本町の課題	31
第4章 計画の基本的な考え方	33
【1】基本理念と基本目標	33
【2】施策の体系	35
第5章 行動計画	36
基本目標Ⅰ 男女共同参画のまちづくり	36
【基本施策1】人権尊重と男女共同参画の意識づくり	36
【基本施策2】男女共同参画を推進する教育・学習の推進	38
基本目標Ⅱ 女性活躍推進のまちづくり（女性活躍推進計画）	39
【基本施策3】女性が活躍できる基盤づくり	39
【基本施策4】働く場における男女共同参画の推進	40
【基本施策5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	42
【基本施策6】地域・防災分野における男女共同参画の推進	43
基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり	44
【基本施策7】あらゆる暴力の根絶（DV防止市町村基本計画）	44
【基本施策8】生涯を通じた健康づくりへの支援	45
【基本施策9】誰もが安心できる福祉のまちづくり	46

第6章 計画の推進に当たって	47
【1】職員の理解促進と庁内推進体制の強化	47
【2】町民の理解促進と連携・協働による推進	47
【3】計画の進行管理	47
【4】数値目標の設定	48
資料編	49
【1】第2次四万十町男女共同参画計画策定委員会委員名簿	49
【2】第2次四万十町男女共同参画計画策定委員会 開催経緯	50
【3】男女共同参画社会基本法	51
【4】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	55
【5】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	62
【6】高知県男女共同参画社会づくり条例	71

第1章 計画策定に当たって

【1】計画策定の趣旨

我が国では、近年、未婚化や晩婚化の進行、晩産化などをはじめ、様々な要因が複合的に絡み合って総人口の減少、少子高齢化が急速に進行しています。

また、仕事と家庭や子育て、家族の介護などを両立できる環境が、十分に整っていないことも要因の一つとされています。

一方、個人の生き方やライフスタイルが多様化する今日の社会において、地域社会に暮らす人々の意識や慣習・しきたりの中には、依然として「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、「固定的な性別役割分担意識」が根強く残る現実があります。

社会・経済の維持・発展のためには、性別にかかわらず、個人がその個性を尊重されるときともに、意欲に応じてその能力を十分に発揮できる社会や環境づくりが求められます。

本町では、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」を踏まえ、2007（平成19）年3月に「四万十町男女共同参画計画基本計画（以下「第1次計画」と言う。）」を策定しました。本町では、この第1次計画に基づき「男女共同参画社会」の形成を目指し、様々な取組を進めてきたところです。

第1次計画は、2007（平成19）年度を初年度とする10年間を対象期間とした「基本計画」と、2007（平成19）年度から5年間を対象期間として、2012（平成24）年3月に見直しを行った「実施計画」に区分されます。「基本計画」は当時の課題から見えてきた施策の方向性を示したものの、「実施計画」は具体的な行動計画を示したものです。

この度、計画期間の満了に伴い、新たな計画「第2次四万十町男女共同参画計画（以下「本計画」と言う。）」を策定します。

本計画は、国の男女共同参画基本計画及び高知県の男女共同参画計画（こうち男女共同参画プラン）との整合性に配慮した上で、第1次計画における取組の点検・評価をはじめ、町民や事業所を対象としたアンケート結果や、近年の社会情勢等を踏まえ、本町における男女共同参画社会の実現に向けた具体的取組を示すものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」と言う。）」に基づく市町村推進計画として位置付けます。また、生命と人権に関わる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」と言う。）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

なお、本計画は、第1次計画における「基本計画」と「実施計画」を、一体的に策定します。

【2】男女共同参画社会について

1 男女共同参画社会の定義

男女共同参画とは、画一的に男女の違いを排除するものではなく、また、女性の社会参画を促進することだけを目的とするものでもありません。男性も女性も、それぞれの能力や個性を十分に発揮することができる社会、一人ひとりが納得のいく生き方を自身で選択できる社会の形成を目指すものです。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その考え方にに基づき次の5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（要旨）】

男女の人権の尊重	●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共に様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	●男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

【国・地方公共団体及び国民の役割】

国の責務 ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。 ●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。	地方公共団体の責務 ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。 ●地域の特性を生かした施策の展開。	国民の責務 ●職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成に寄与するように努める。
---	--	--

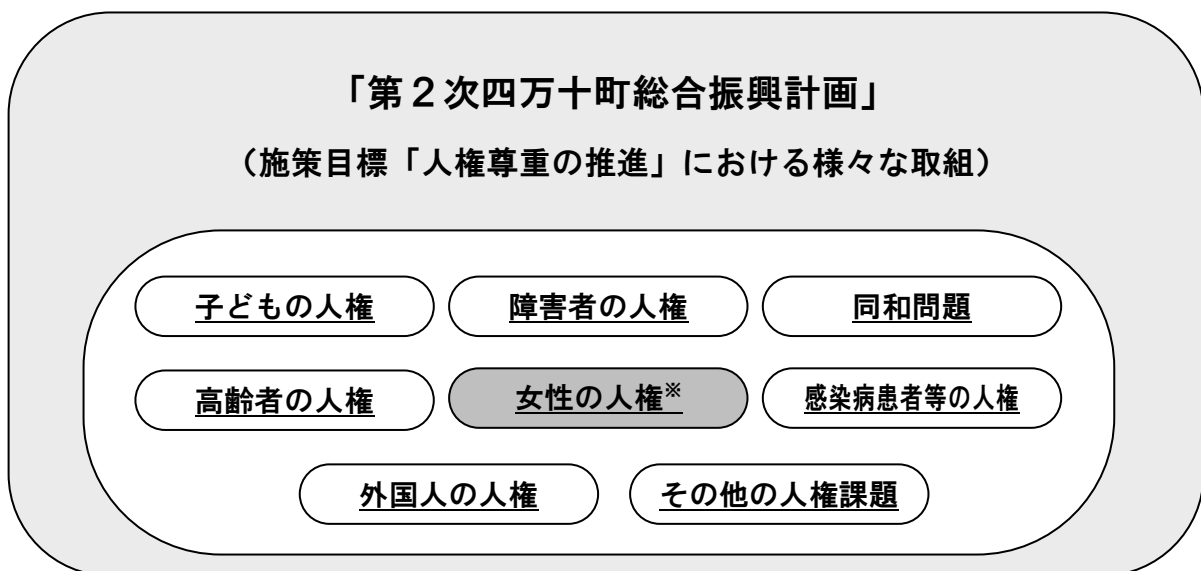
2 人権尊重施策との関係

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しているとともに、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度又は慣行についての配慮」が筆頭に掲げられています。

「第2次四万十町総合振興計画」においては、「人権尊重の推進」という施策目標の中に「男女共同参画社会の実現」を定めています。

人々の意識や行動、社会の慣行の中には、女性の人権や子どもの人権、高齢者の人権など、様々な人権課題が存在しています。人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、基盤となる考え方であり、そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じた人権推進の取組が求められています。

本計画は、本町における「人権尊重の推進」施策との連携・調整を図りながら策定するものです。



※本計画との連携・調整が必要な取組

【3】計画策定の背景

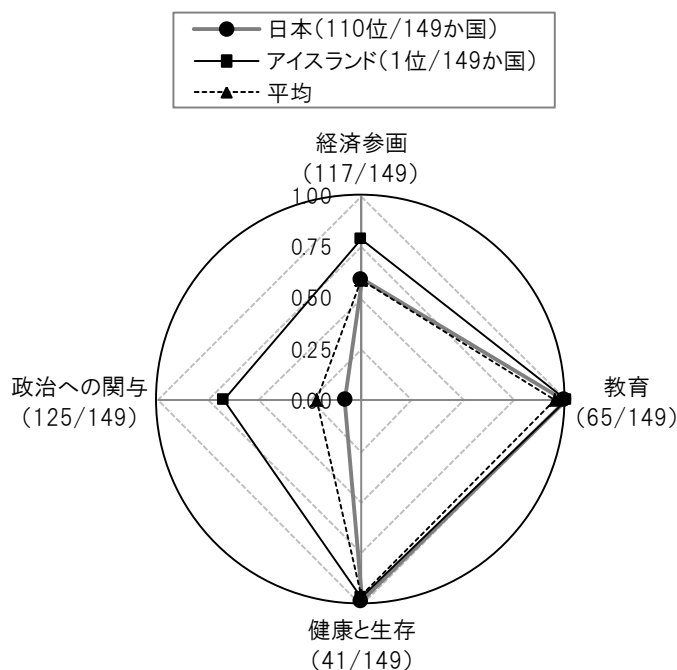
1 国際的な動き

男女共同参画に関する国際的な取組は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」とすることが宣言されるなど、国際連合を中心として推進されてきました。

2015（平成 27）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組の評価、広報・啓発の活動などが推進され、現在も継続して積極的に進められています。

しかし、2018（平成 30）年 12 月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」によると、日本は 149 か国中 110 位という順位で、OECD 諸国の中でも非常に低い結果となっています。我が国がこのような低水準にある理由として、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことが影響していると考えられます。

【ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較】



【ジェンダー・ギャップ指数（2018）】

主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
↓		
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796
↓		
15	英国	0.774
16	カナダ	0.771
↓		
51	米国	0.720
↓		
70	イタリア	0.706
↓		
75	ロシア	0.701
↓		
103	中国	0.673
↓		
110	日本	0.662
↓		
115	韓国	0.657

資料: The Global Gap Report 2018

※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。

注：グラフ中の（ ）内数値は日本の順位を示し、125/149 の場合は 149 か国中 125 位であることを示す。

2 国の動き

(1) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000（平成12）年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て2015（平成27）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と言う。）を策定しています。

「第4次計画」では、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「女性」の視点を横断的に組み込み、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。また、次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

【第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

さらに、2015（平成27）年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

(2) 女性活躍の推進

「女性活躍推進法」では3つの基本原則を掲げ、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

【女性活躍推進の3つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

さらに、2018（平成 30）年 5 月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、政治分野における男女共同参画を推進するために、実態調査や啓発活動、人材育成等様々な取組を通じて、国及び地方公共団体等に、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどが、努力義務とされました。

（３）子育て支援の推進

2015（平成 27）年度からの「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」の開始により、幼児期の保育・学校教育が質及び量共に確保され、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。次世代育成支援対策推進法は期間延長され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の更なる推進が求められています。

2018（平成 30）年度から 2019（平成 31）年度にかけては、計画の見直し期間となっており、国においては、法律上経過措置の期限が到来する事項や、新制度の運営等に関連して、検討が必要な事項などの見直し方法が示されました。

（４）配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

DV防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は 2013（平成 25）年 7 月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

（５）防災計画等における男女共同参画の視点

国においては、2013（平成 25）年 3 月に、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を示し、その中で、災害が起こる前に災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じるなど、いわゆる「災害リスク軽減」という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

また、国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭へ配慮することなど、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに、第 4 次計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」などの取組が強化されています。

3 高知県の動き

高知県では、2016（平成28）年3月に「高知県男女共同参画計画（こうち男女共同参画プラン）」を策定（改定）するとともに、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めています。

【こうち男女共同参画プラン「取組の体系」】

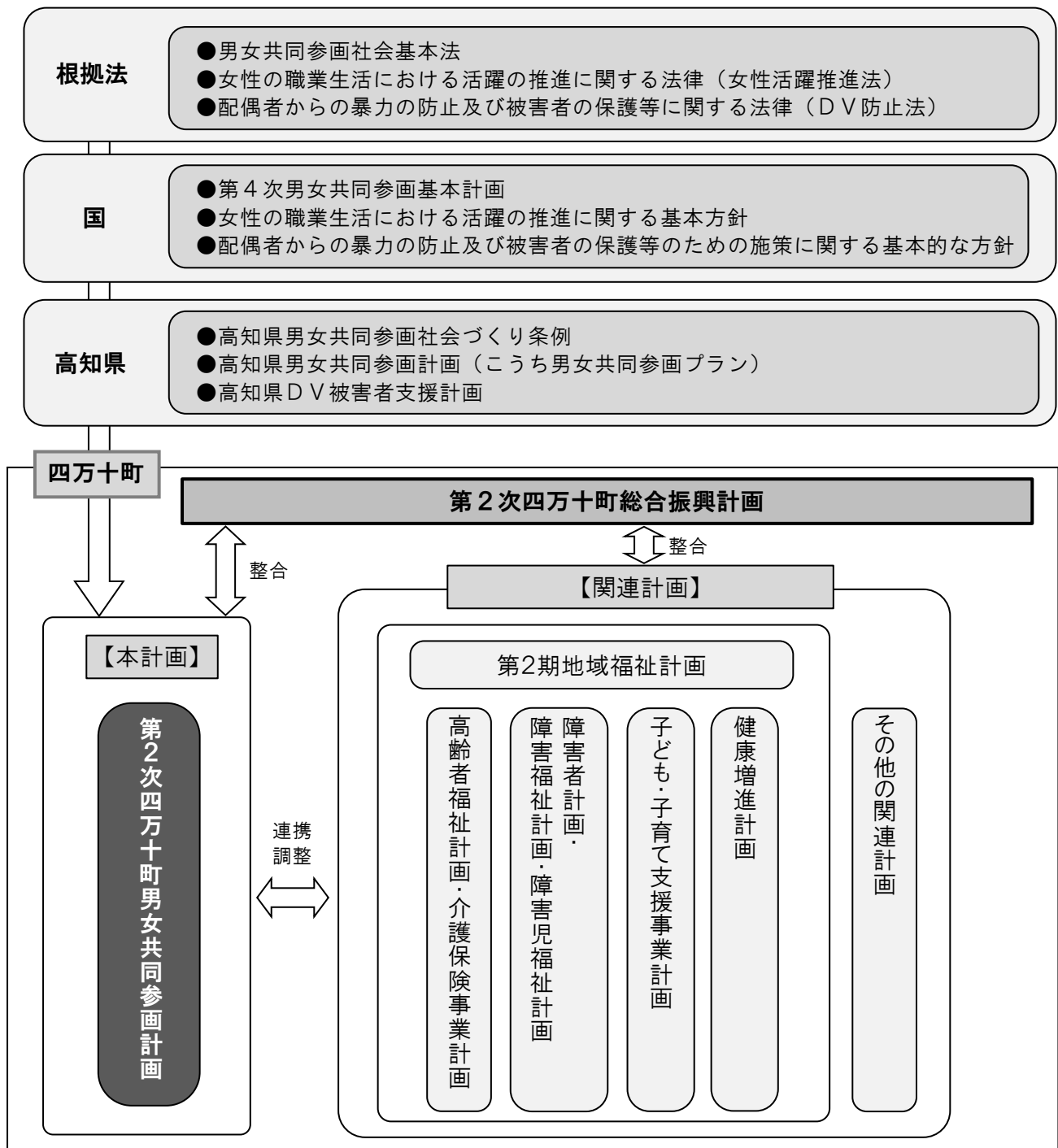
意識を変える 【テーマ1】	(1) 男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度・慣行の見直し ②メディアにおける男女共同参画の推進 ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
	(2) さまざまな場での意識を変える	①家庭における男女共同参画の推進 ②学びの場での男女共同参画教育の推進 ③働く場での意識啓発 ④地域での意識啓発
場をひろげる 【テーマ2】	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①行政への女性の参画の促進 ②団体・組織への女性の参画の促進
	(2) 働く場をひろげる	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ②多様なニーズに応じた就労支援 ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進
	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野での男女共同参画の拡大
環境を整える 【テーマ3】	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	①男女がともに働きやすい職場づくり ②地域における子育て・介護支援の充実 ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり
	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援
	(3) 生涯を通じたからだところの健康支援	①自己決定の尊重 ②生涯を通じた健康支援
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶

第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本町の総合振興計画をはじめ、本町の関連計画との整合性に配慮して策定しています。

【計画の位置付け】



【2】計画の期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 計画策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体・組織の関係者などから構成される「四万十町第 2 次男女共同参画計画策定委員会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議します。

2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たり、本町在住の 18 歳以上の町民及び本町所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査名称	四万十町 男女共同参画に関する 町民意識調査	四万十町 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査
調査対象	18 歳以上の町民	町内に所在する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	2018（平成 30）年 9 月	2018（平成 30）年 9 月
配布数	1,000 人	50 社
有効回収数	348 人	26 社
有効回収率	34.8%	52.0%

また、学識経験者、一般住民及び各種団体などから構成される「第 2 次四万十町男女共同参画計画策定委員会」に諮問し、各分野の代表者からの意見をいただくとともに、町内各種団体および組織へヒアリングシートによる意見聴取を行いました。さらに、パブリックコメント（意見公募）を実施することにより、町民からの意見を広く募りました。

第3章 本町の現状と課題

【1】本町の人口等の現状

1 人口・世帯数の動き

本町の人口は、2015（平成 27）年の国勢調査では 17,325 人と、2005（平成 17）年の 20,527 人から約 3,200 人減少しており、2005（平成 17）年を 100.0 とした指数でみると 84.4 となっています。世帯数も減少で推移しており、2015（平成 27）年では 7,454 世帯（2005（平成 17）年を 100 とした場合 90.6）となっています。

1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、2005（平成 17）年の 2.50 人から 2015（平成 27）年では 2.32 人と、小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員 (人/世帯)	人口 増減率(%)	世帯数 増減率(%)
2005(平成 17)年	20,527	8,225	2.50	100.0	100.0
2010(平成 22)年	18,733	7,754	2.42	91.3	94.3
2015(平成 27)年	17,325	7,454	2.32	84.4	90.6

注:増減率は、2005(平成 17)年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料:国勢調査

2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。

転入と転出からみる「社会動態」については、近年、町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

2017（平成 29）年では、自然動態がマイナス 216 人、社会動態がマイナス 86 人、合計 302 人の人口減少となっています。

【人口動態】

	自然動態			社会動態		人口動態 (g)
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	
2015(平成 27)年	95	322	-227	434	508	-74
2016(平成 28)年	78	384	-306	431	431	0
2017(平成 29)年	98	314	-216	398	484	-86

注:(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

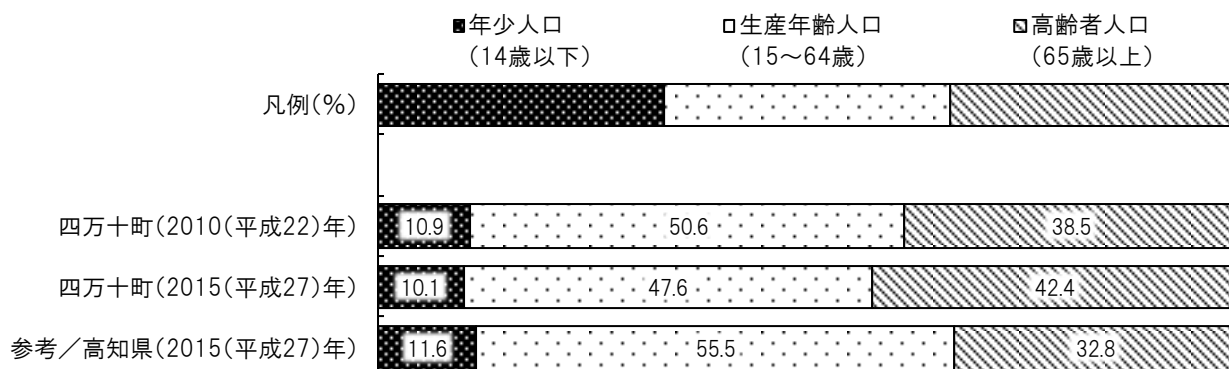
資料:自然動態は保管統計表(厚生労働省)、社会動態は住民基本台帳人口移動報告(各年1月から12月分の移動状況)

3 年齢別人口構成

年齢別の人口構成比をみると、2015（平成 27）年では年少人口（14 歳以下）は 10.1%、生産年齢人口（15～64 歳）は 47.6%、高齢者人口（65 歳以上＝高齢化率）は 42.4%となっており、高齢化率は高知県の平均を上回っています。

高齢化率が増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

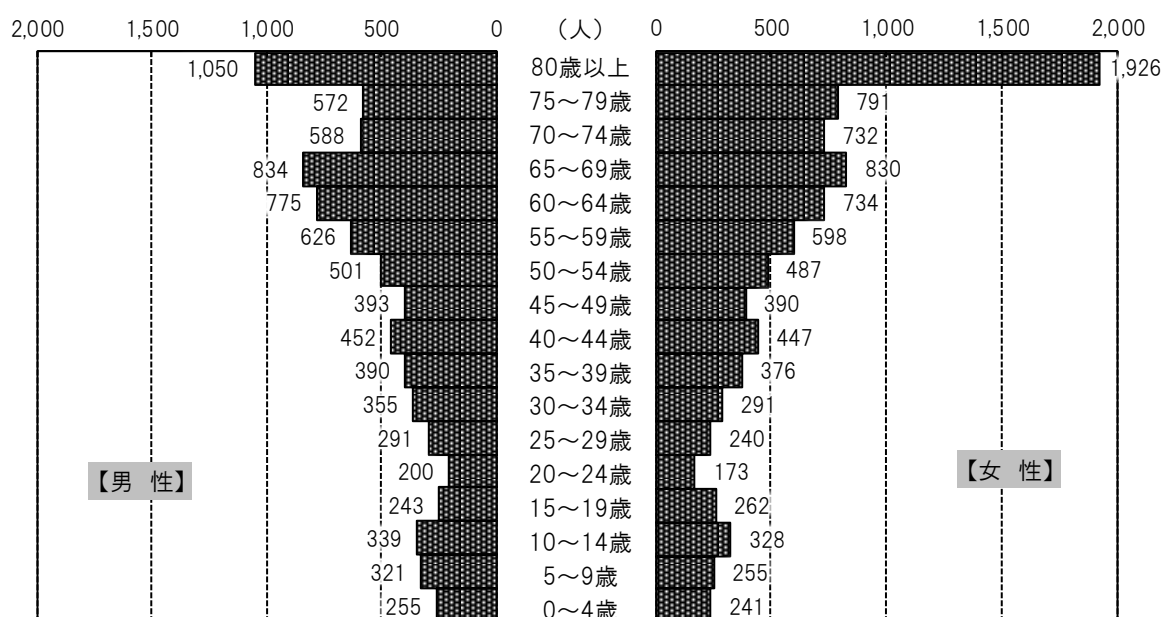
【年齢 3 区分別人口構成比】



資料：国勢調査

さらに、年齢を 5 歳階級別でみると、男女ともに 60 歳代後半の、いわゆる「団塊の世代」が多くなっています。また、70 歳以上になると、女性の人口が男性を上回り、特に 80 歳以上では大きな差がみられます。

【年齢 5 歳階級別人口】

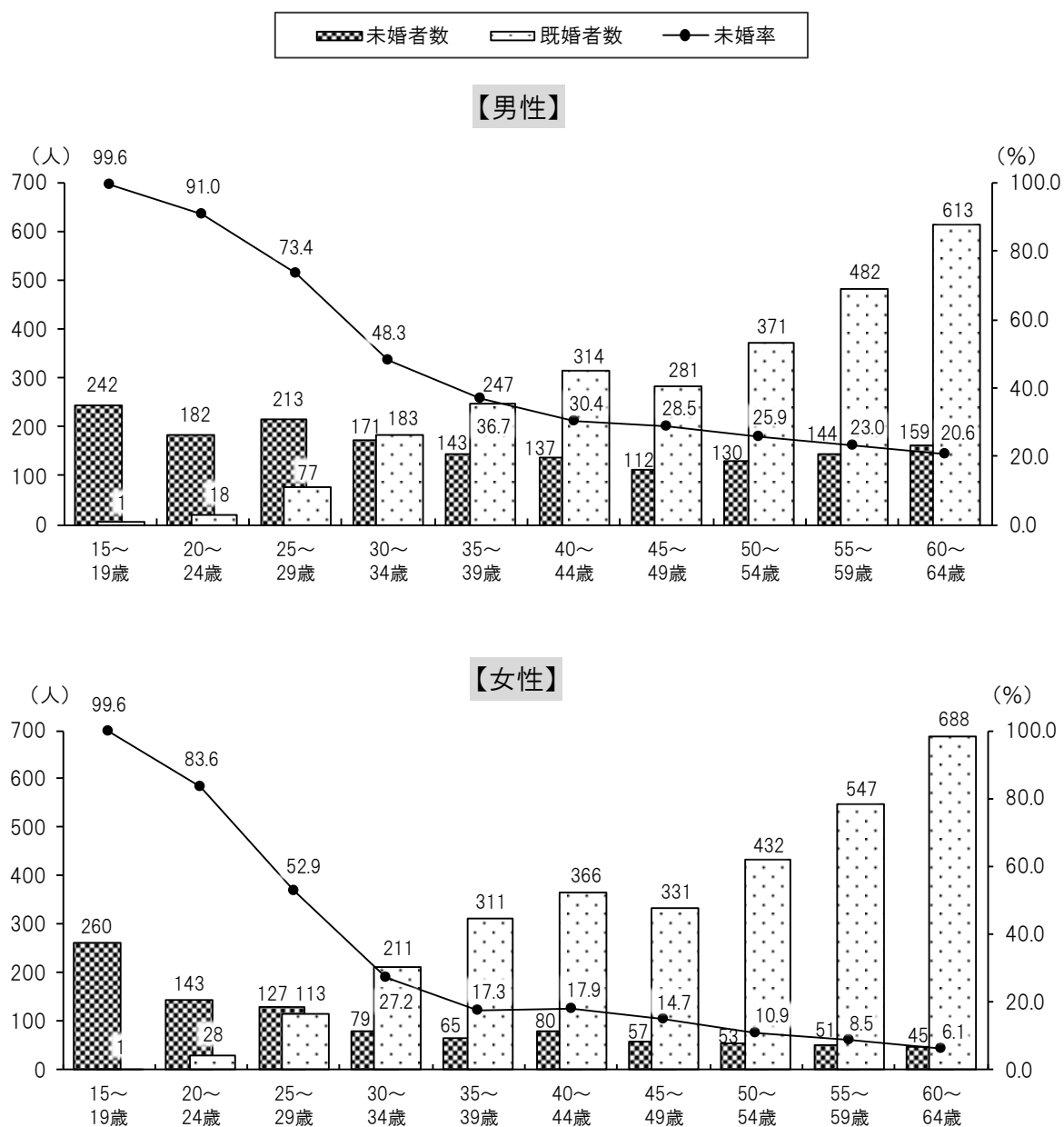


資料：国勢調査(2015(平成 27)年)

4 婚姻の状況

本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代前半に逆転していますが、20歳代後半に既婚者数が大幅に増加しています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



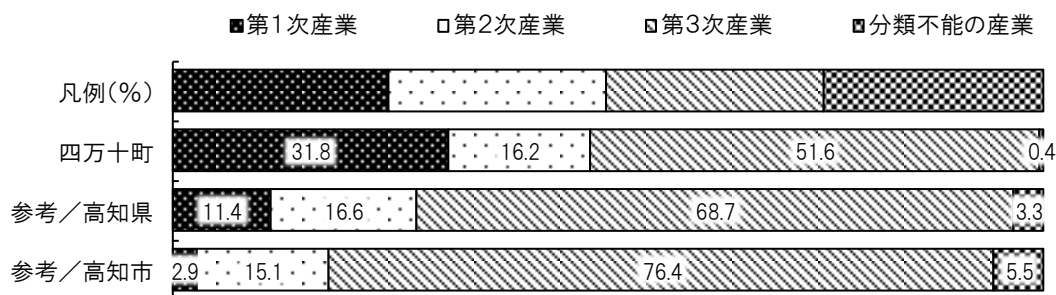
資料: 国勢調査(2015(平成 27)年)

5 就業構造

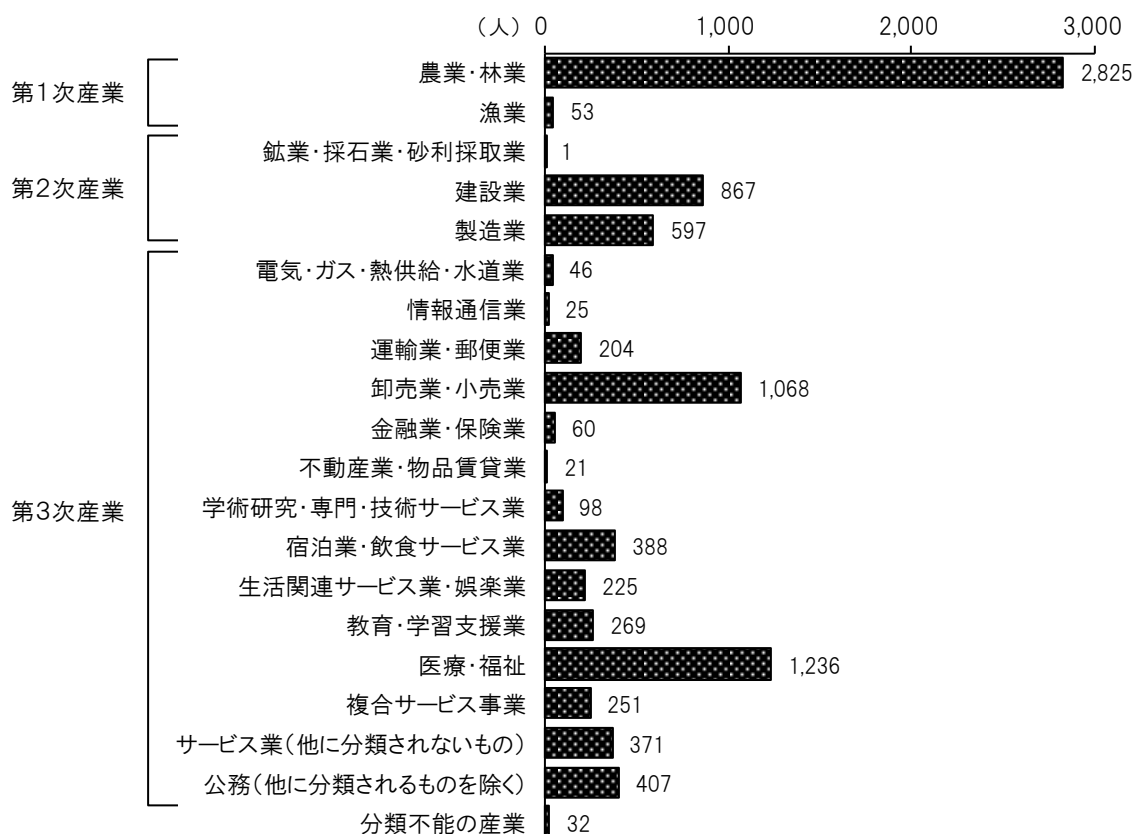
本町の産業別就業者構成比をみると、2015(平成 27)年では第 1 次産業の割合が 31.8%、第 2 次産業が 16.2%、第 3 次産業が 51.6%となっており、高知県全体と比べ、第 1 次産業の割合が高くなっています。

また、産業大分類別でみると、「農業・林業」の就業者が最も多く、次いで「医療・福祉」「卸売業・小売業」などの就業者が多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

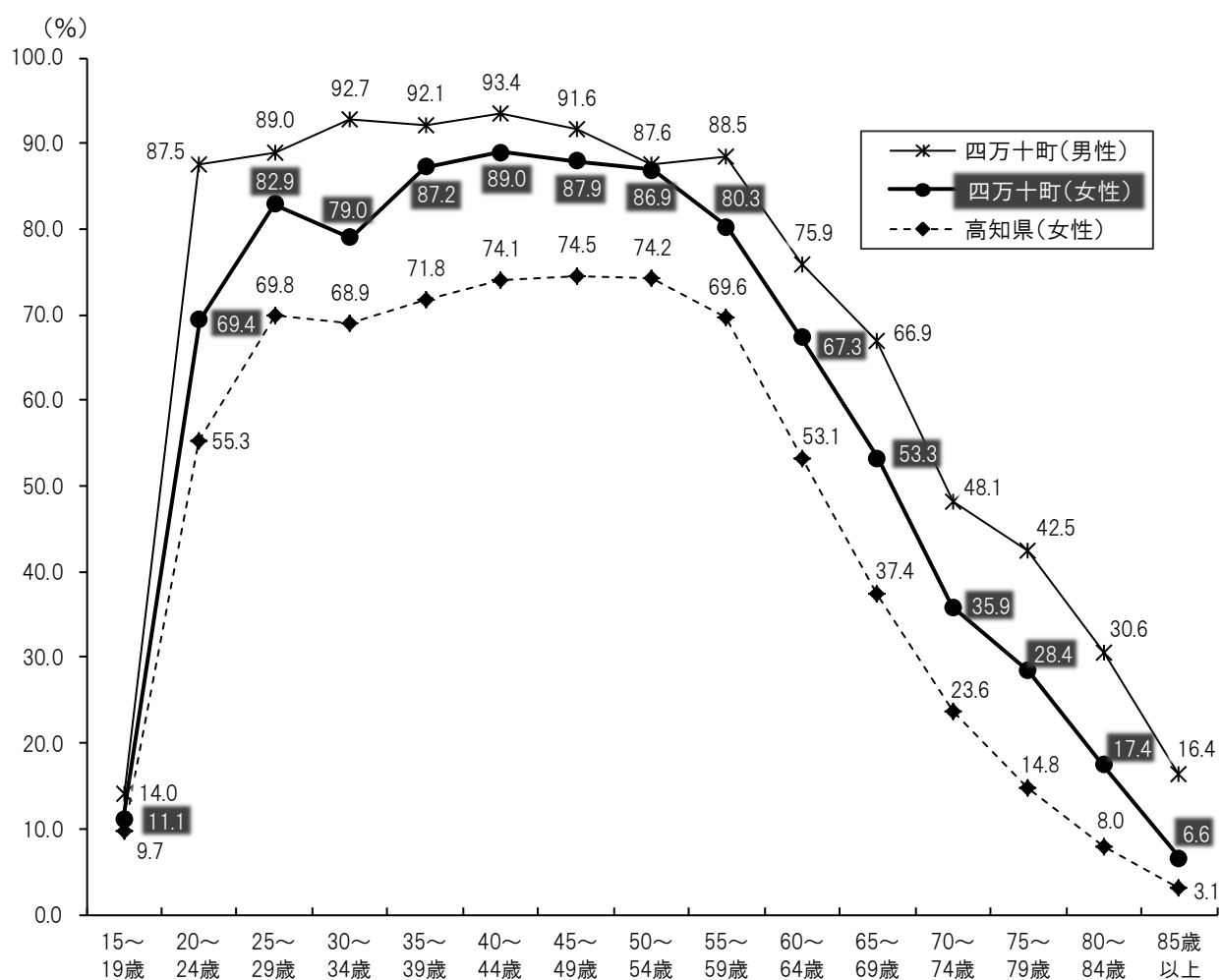


資料：国勢調査（2015（平成 27）年）

6 年齢別就業率

本町における女性の就業率をみると、30 歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ^注」の状況がうかがえます。また、生産年齢人口における女性の就業率は、各年齢層ともに高知県の平均を大きく上回っています。

【年齢別就業率（労働力人口比率）】



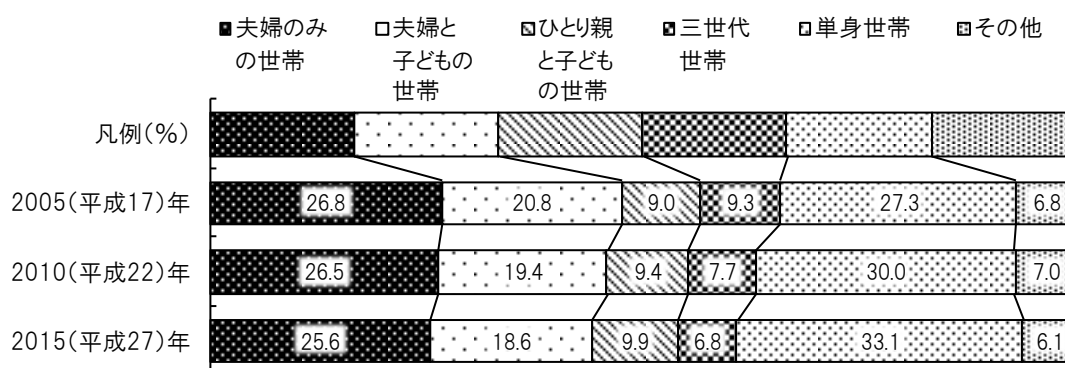
注：【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、おおむね 30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。

資料：国勢調査(2015(平成 27)年)

7 世帯構成

世帯構成について、2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあり、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもの世帯」は減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料: 国勢調査

8 ひとり親家庭

本町のひとり親家庭については、2015（平成 27）年で 126 世帯となっており、2010（平成 22）年の 135 世帯から減少しています。また、その大半は母子世帯が占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	2005(平成 17)年	2010(平成 22)年	2015(平成 27)年
ひとり親家庭(合計)	136	135	126
母子世帯数	110	111	113
父子世帯数	26	24	13

資料: 国勢調査

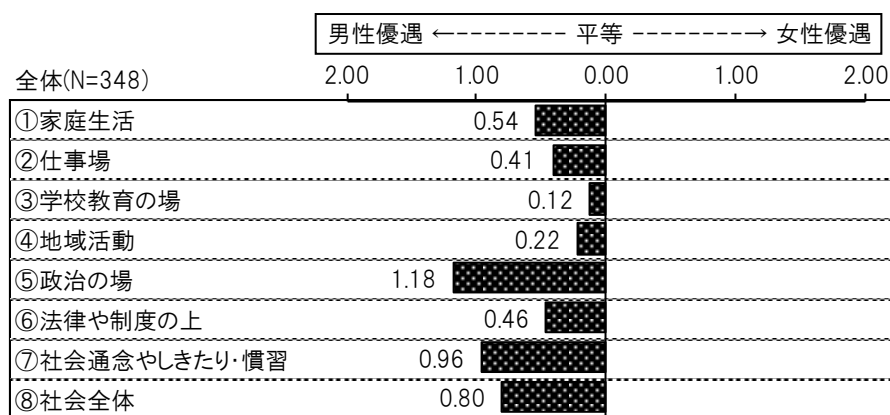
【2】アンケート・ヒアリング調査結果の概要

1 人権の尊重と男女共同参画意識について

【町民アンケート調査結果の概要】

男女の平等意識を分野別にみると、「学校教育の場」や「地域活動」では平等意識は比較的高いものの、全ての分野において男性優遇意識が強く、特に「政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で目立っています。

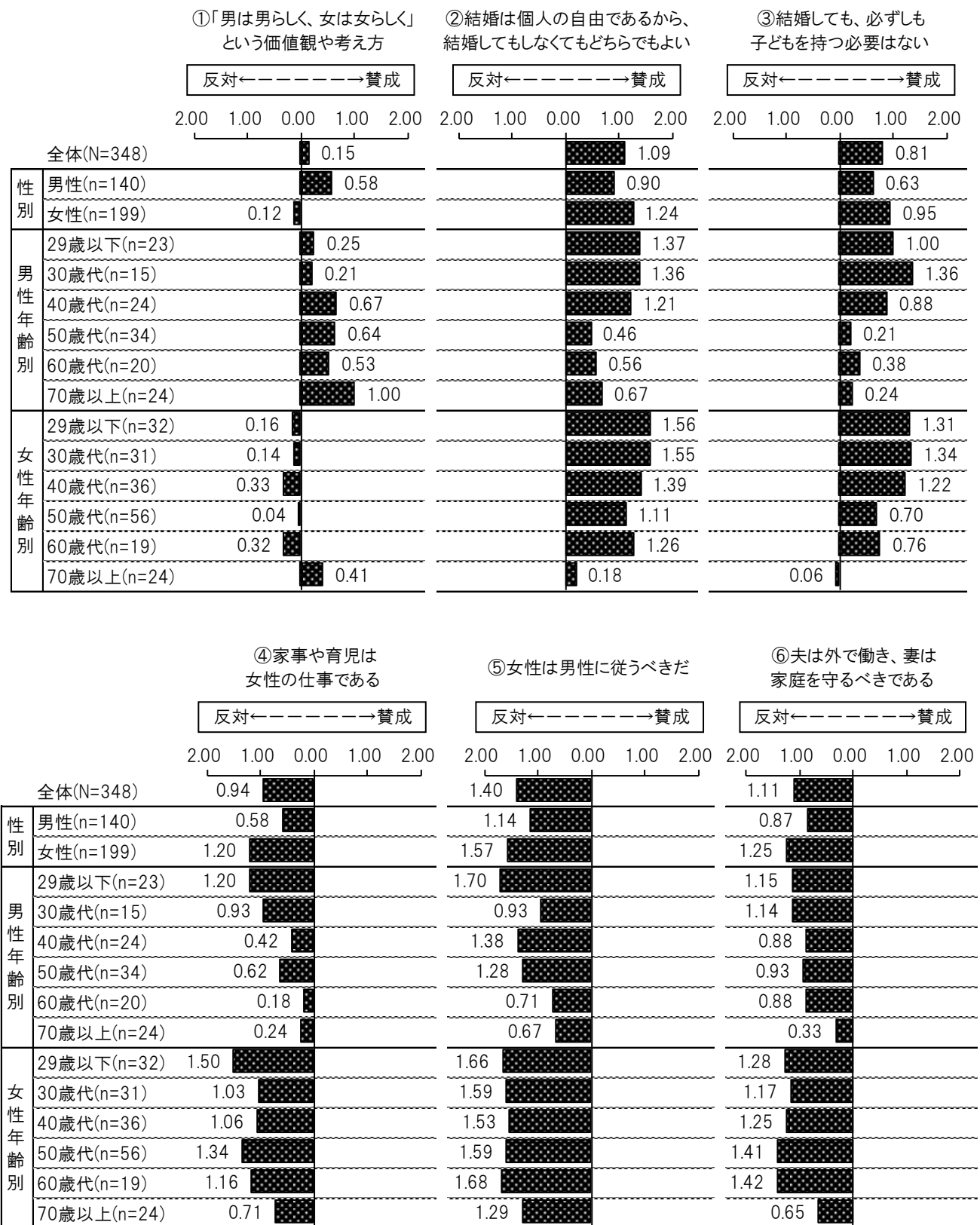
【平均評定値※でみた男女の平等意識】



※平均評定値とは、回答件数に係数を乗じ加重平均して算出した値で、グラフ上の0を中心として左側が男性優遇、右側が女性優遇、0に近いほど平等を示す指標。

「家事や育児は女性の仕事である」に反対意識を示す回答は、全体の約7割を占めています。しかし、特に男性は、年齢が上がるほど逆に賛成を示す回答が増える傾向にあります。この他「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、男女共に若い年齢層ほど賛成意識が高く、年齢が上がるほどその割合が低くなる傾向にあるなど、性別や年齢によって意識差がみられます。

【結婚、家庭生活と男女の役割について（6項目）】



【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・男女共同参画に関する様々な学習機会の提供や、男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護への分担を促進する。
- ・性別による身体的な差を認めつつ、人として平等に分担し合う。
- ・子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する。

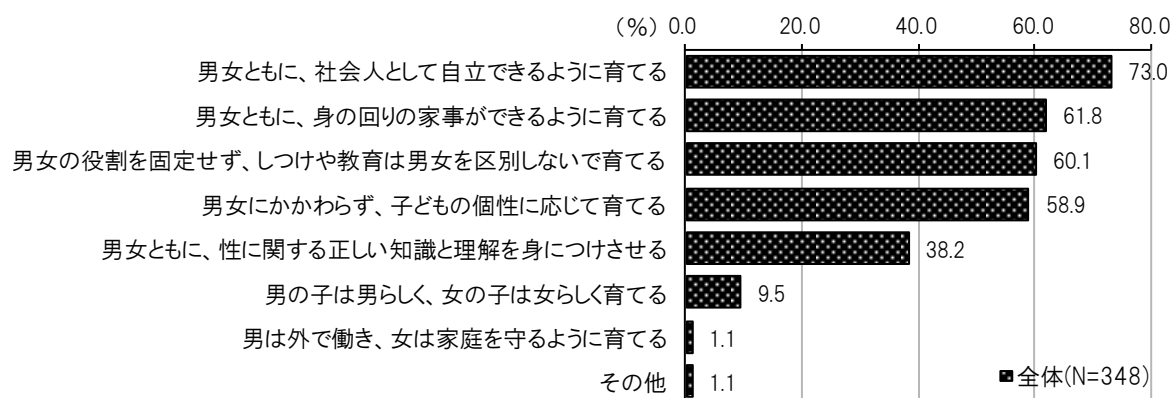
2 学びの場における男女共同参画について

【町民アンケート調査結果の概要】

男女の平等意識については、「学校教育の場」において「平等になっている」との意識が最も高くなっています。

子どもの育て方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」が最も多く、次いで「男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる」「しつけや教育は男女を区別しないで育てる」など、性別にとらわれない育て方が主流となっています。

【望ましい子どもの育て方】



男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が、上位に回答されています。

【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・進路指導において、性別にかかわらず個性や能力が発揮できるよう、一人ひとりの生徒が主体的に進路を選択できる能力や高い職業意識が育まれるよう、改善・充実を図ることが大切。
- ・学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させ、教職員等に対して男女共同参画の意識啓発を促進。

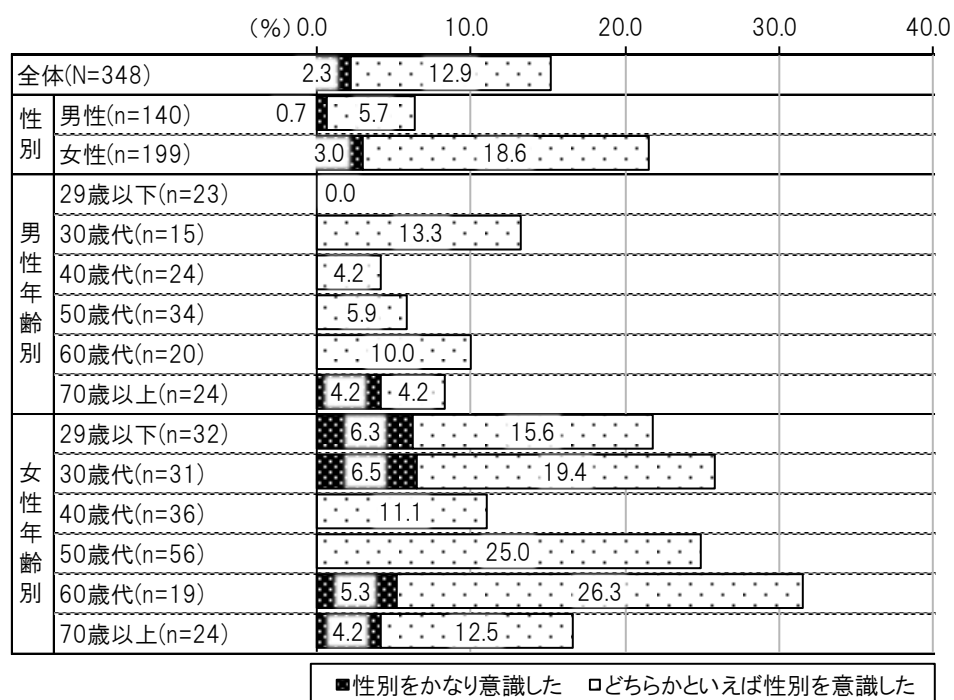
3 あらゆる分野における男女共同参画について

【町民アンケート調査結果の概要】

「政治の場」において、男性優遇意識は約6割を占め、他の分野を上回っています。

進路や職業選択時の性別意識については、8割近くが「性別を意識しなかった」と回答している一方で、「性別を意識した」が15.2%みられます。特に、女性は60歳代で「性別を意識した」人が多くなっています。

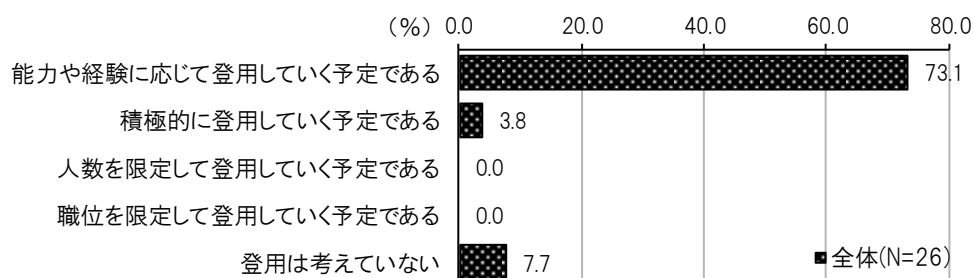
【進路や職業選択時に「性別を意識した」割合】



【事業所アンケート調査結果の概要】

女性管理職の登用については、「能力や経験に応じて登用していく予定である」が最も多くなっていますが、女性を管理職に登用することの問題点としては、「長時間の労働を要求しにくい」や「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」「すぐやめてしまうので、人材として育てにくい」などが回答されています。

【女性管理職の登用について】

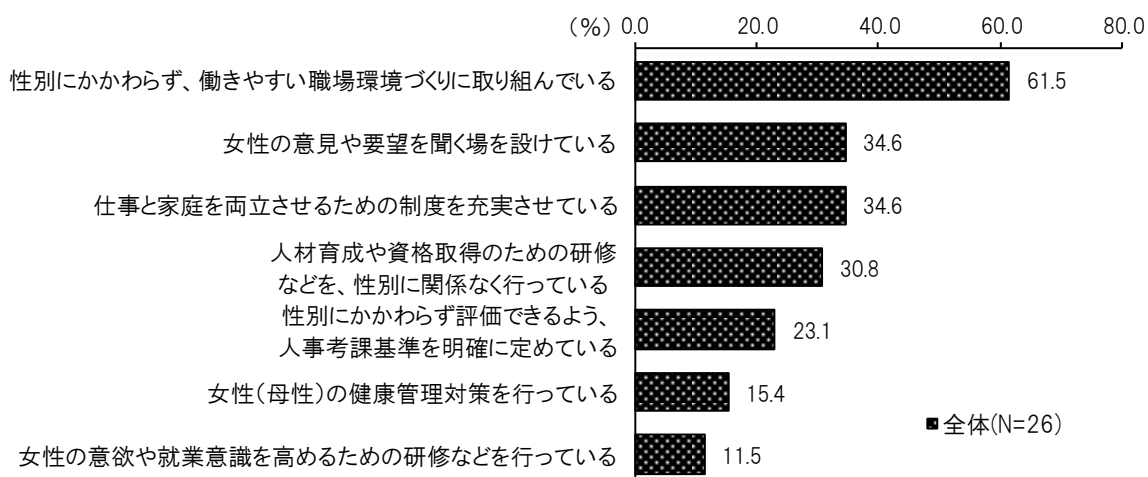


【女性を管理職に登用することの問題点】

順位	女性を管理職に登用することの問題点(N=26)	回答割合(%)
1位	女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい	26.9
2位	女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない	19.2
3位	女性はずぐやめてしまうので、人材として育てにくい	15.4
4位	管理能力の面で、女性の適任者が少ない	3.8
5位	上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある	3.8
6位	業務内容の性質上、女性には管理職を任せられない、あるいは向いていない	3.8
7位	目標となる女性の先輩職員がいないので、次が育たない	3.8
-	特に問題はない	50.0

女性従業員を積極的に活用するための今後の取組については、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が約6割と最も多く、次いで「女性の意見や要望を聞く場を設けている」「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」「人材育成や資格取得のための研修などを、性別に関係なく行っている」「性別にかかわらず評価できるよう、人事考課基準を明確に定めている」などが続きます。

【女性従業員を積極的に活用するための今後の取組（上位項目を抜粋）】



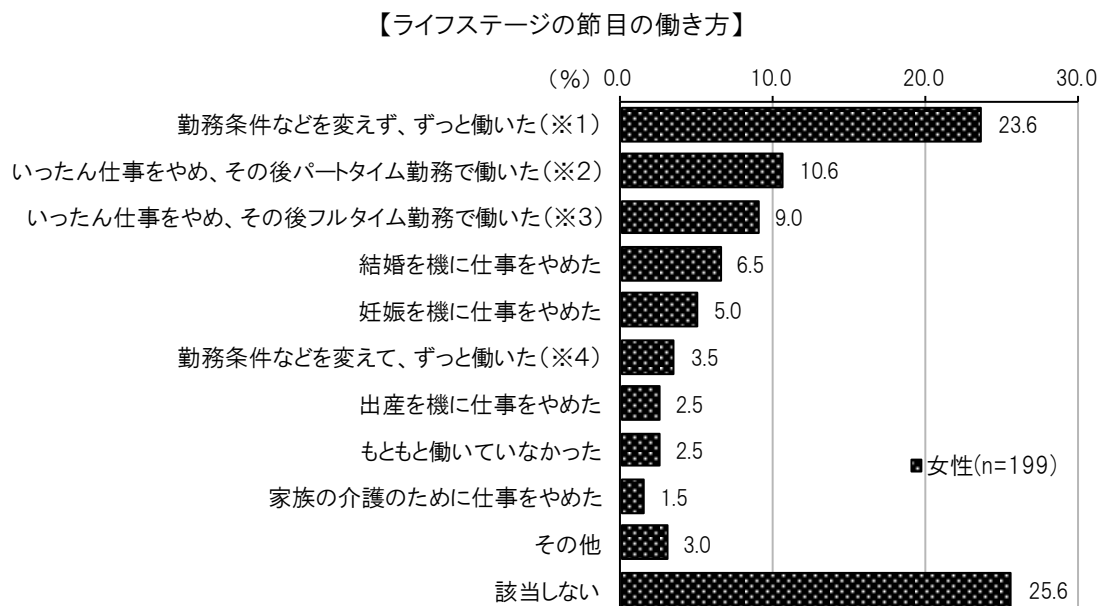
【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・女性人材の育成や掘り起こしを一層進め、委員を選出する関係団体や企業等に対し、男女共同参画の重要性への理解の促進と女性の積極的登用への啓発が必要。
- ・女性の経営への参画は多様な価値観からなる新たなサービス、製品の創出を促すことから、現在働いている女性が、出産・育児でやむを得ず退職することなく、かつ、培われたキャリアやその視点など、能力を十分に発揮できるような支援が重要。

4 働く場における男女共同参画について

【町民アンケート調査結果の概要】

女性が、結婚や妊娠・出産・介護などの節目に選んだ働き方については、「勤務条件などを変えず、ずっと働いた（育児休業、介護休業等の取得を含む）」が最も多いものの、「仕事をやめた（復職者を含む）」人は合計で35.1%と、ずっと働いた人の割合を上回っています。



※1:勤務条件などを変えず、ずっと働いた(育児休業、介護休業等の取得を含む)

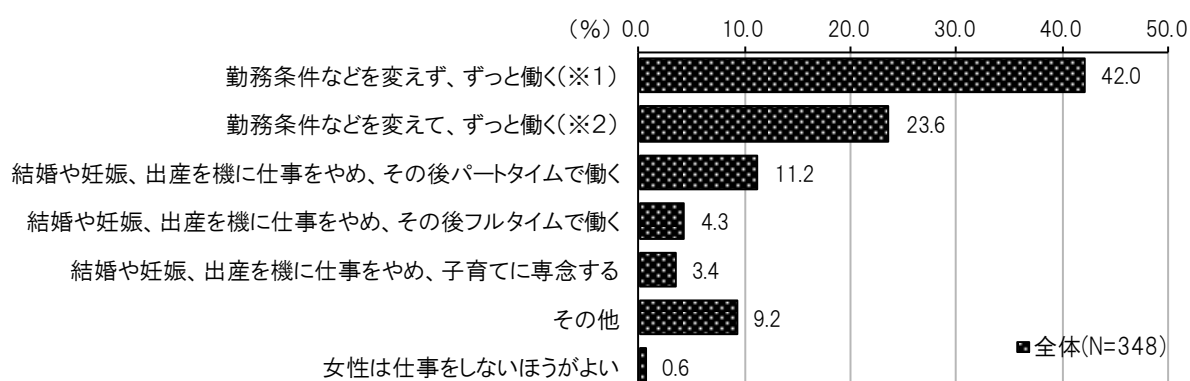
※2:結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた

※3:結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後フルタイム勤務で働いた

※4:勤務条件などを変えて、ずっと働いた(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)

女性の望ましい働き方として「勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を含む）」とする考え方が最も多く、次いで「勤務条件などを変えて、ずっと働く（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など）」「結婚や妊娠、出産を機に仕事をやめ、その後パートタイムで働く」など、全体的に継続的な就労ニーズがうかがえます。

【女性の望ましい働き方】

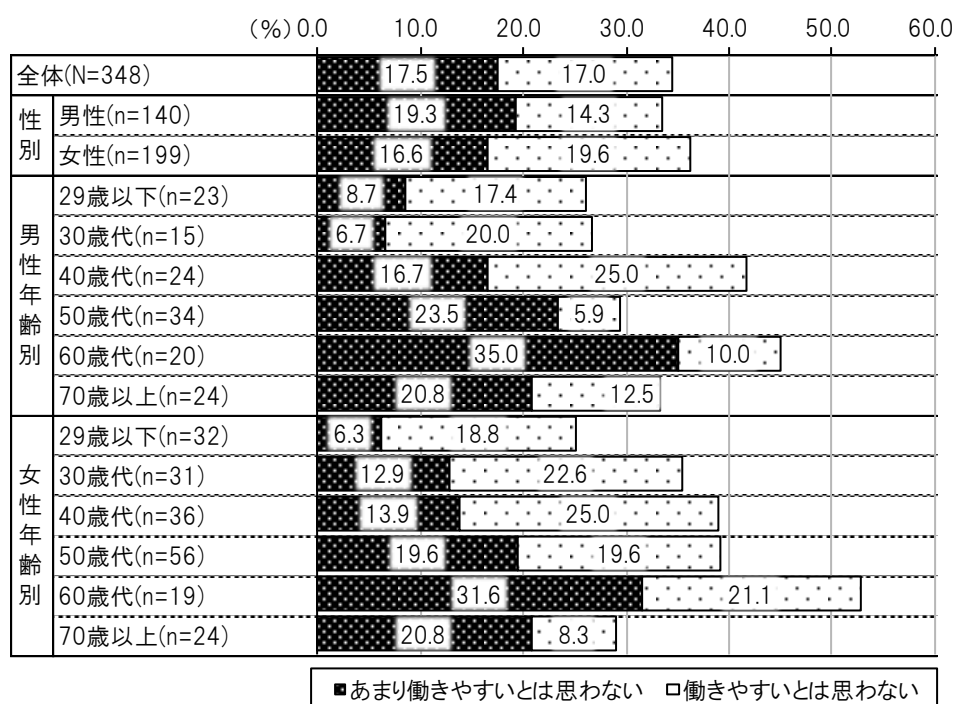


※1:勤務条件などを変えず、ずっと働く(育児休業、介護休業等の取得を含む)

※2:勤務条件などを変えて、ずっと働く(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)

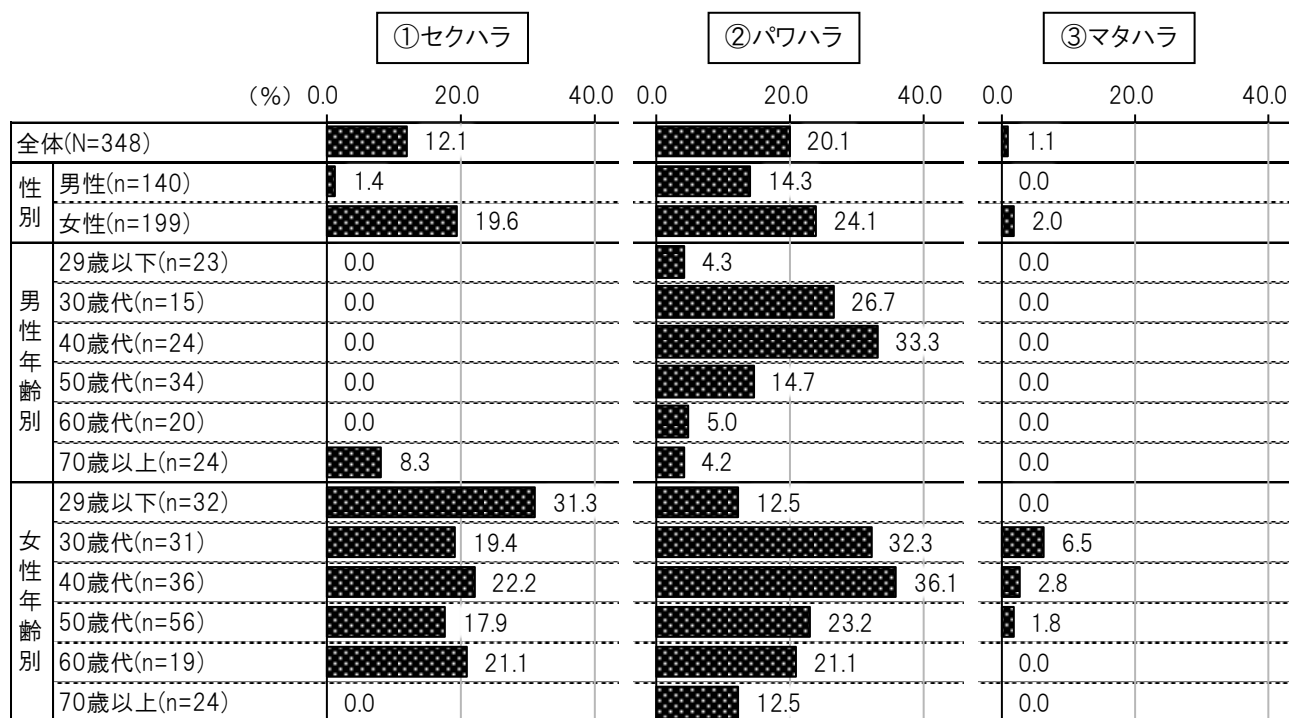
女性の働きやすさについては、合計 39.1%が「働きやすいと思う」と回答している一方、「働きやすいとは思わない」は 34.5%みられ、特に女性で多くなっています。

【女性が働きやすいとは思わないと回答した割合】



セクシュアルハラスメント（セクハラ）被害を受けたことがある女性は19.6%で、特に29歳以下で多くみられます。パワーハラスメント（パワハラ）の被害を受けたことがある人は、男性が14.3%、女性が24.1%となっています。

【各種ハラスメントについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



【事業所アンケート調査結果の概要】

男女共同参画社会実現に必要と思うことについては、「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」が最も高く、次いで「育児休業や介護休業制度が、男女ともに活用されていること」「募集・採用における男女差をなくすこと」などが続いています。

【男女共同参画社会実現に必要と思うこと】

順位	男女共同参画社会実現に必要と思うこと(N=26)	回答割合(%)
1位	仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること	38.5
2位	育児休業や介護休業制度が、男女ともに活用されていること	34.6
3位	募集・採用における男女差をなくすこと	30.8
4位	配置・昇進・教育訓練における男女差をなくすこと	26.9
5位	育児などで一旦退職した場合の再就職の機会があること	26.9
6位	賃金における男女差をなくすこと	23.1
7位	セクハラ・パワハラ・マタハラ・DV等の防止措置が取られていること	15.4
8位	人事評価などで、性別により評価することがないよう基準を定めること	15.4
9位	相談窓口を充実すること	15.4
10位	定年・退職・解雇における男女差をなくすこと	11.5
11位	性別による仕事の分業がないこと	7.7
-	特になし	15.4

セクシュアルハラスメントについて、従業員から「相談があった」と回答した事業所は3.8%、パワーハラスメントについては11.5%と、それぞれ低い割合となっています。

【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

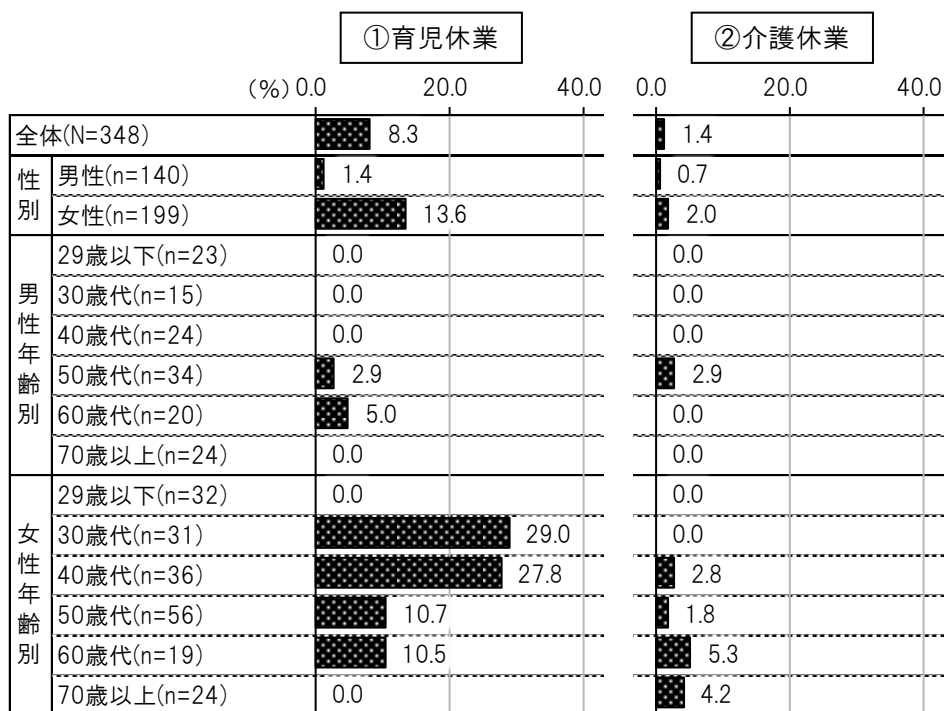
- ・セクハラ、パワハラには、研修を繰り返すことが必要。
- ・結婚や出産、育児などライフステージの節目に、希望に応じた柔軟な働き方を選択できることが重要。
- ・女性が出産や子育てのために一定期間仕事を離れても、希望すればそれまでのキャリアを生かして働くことができるよう、多様なニーズに応じた就労を支援する取組が必要。

5 仕事と家庭の両立について

【町民アンケート調査結果の概要】

育児休業の取得率は男性1.4%、女性13.6%、介護休業については男性0.7%、女性2.0%となっています。

【育児休業や介護休業を取得したことがある割合】



男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」などの順となっています。

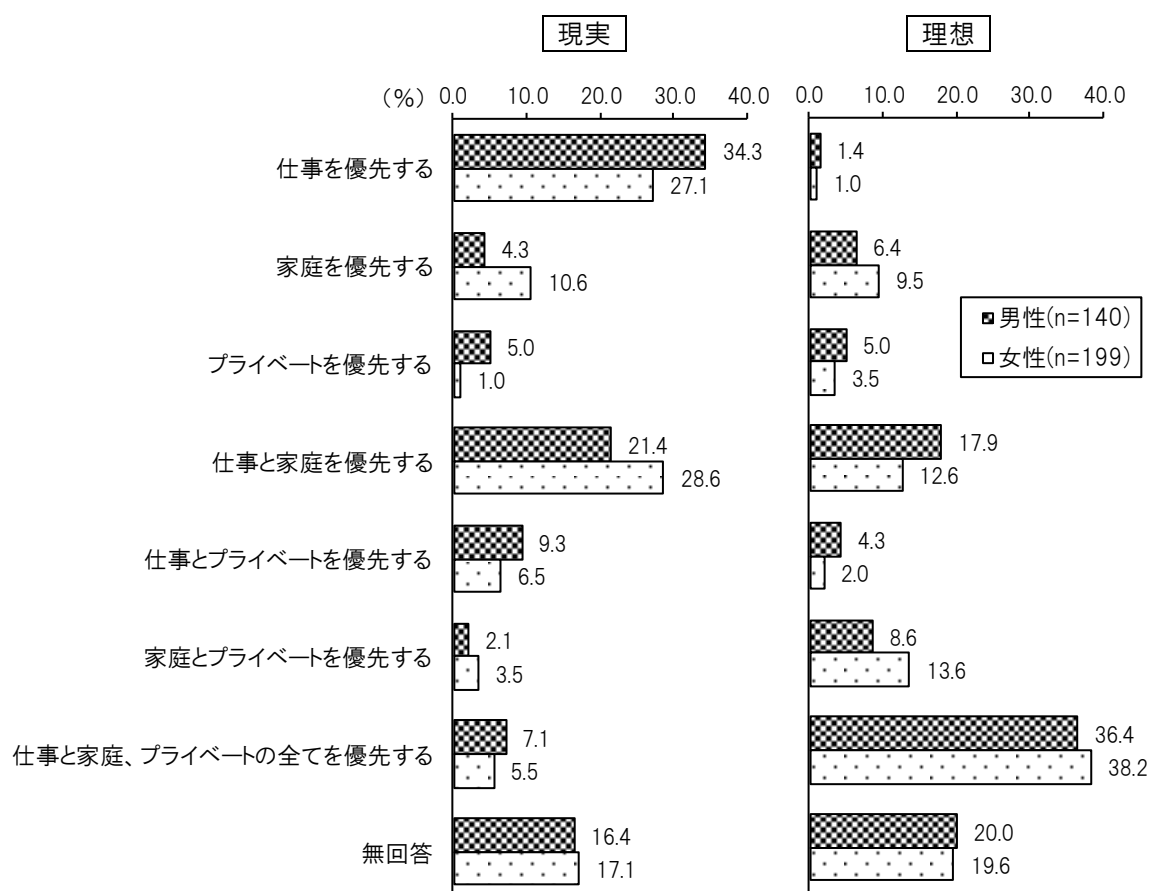
【男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なこと】

順位	男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なこと(N=348)	回答割合(%)
1位	男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	70.1
2位	保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする	53.2
3位	育児休業や介護休業などを利用しやすくする	43.4
4位	パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる	20.1
5位	職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす	15.2
6位	職場でのハラスメント(いやがらせ)の防止に努める	13.5
7位	労働時間を短縮する	12.1
8位	性別にかかわらず、職業を選択できるようにする	11.2
9位	女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する	10.6
10位	男女の雇用機会(採用、勤務条件など)を均等にする	9.8
11位	農林水産業を行う家族員間の役割分担や、家族経営協定の締結を促進する	3.7
-	特になし	2.9

「家事や育児は女性の仕事である」への「反対意識」は約7割を占めています。

日常生活の理想と現実について、理想は「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」が最も多くなっていますが、現実には「仕事を優先する」が最も多く、依然として理想と現実のギャップが大きいことが分かります。

【仕事・家庭※¹・プライベート※²のバランスについて】



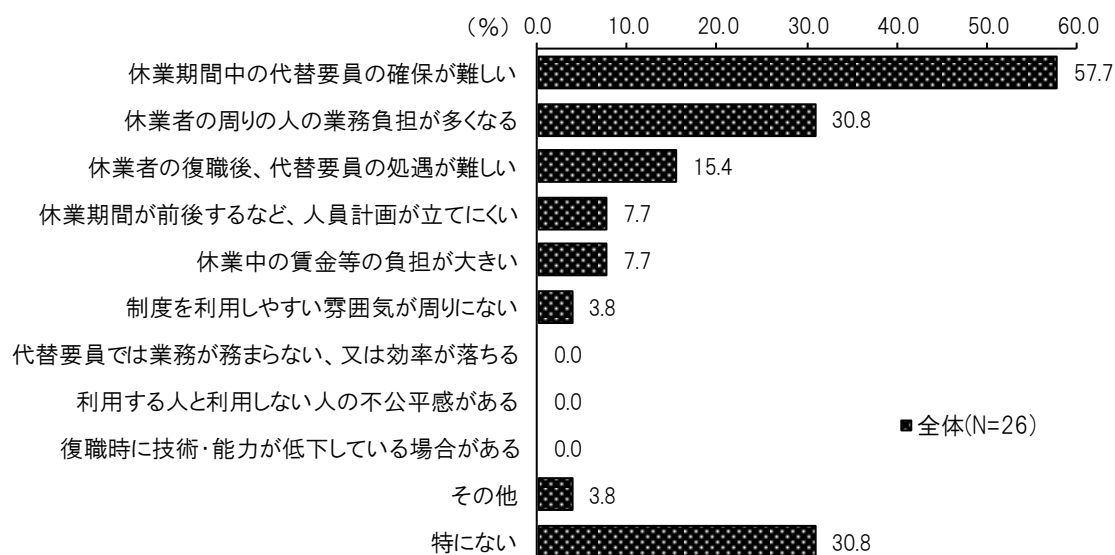
※¹ 家事・育児・介護を含む

※² 趣味や学習・地域活動・付き合いなど

【事業所アンケート調査結果の概要】

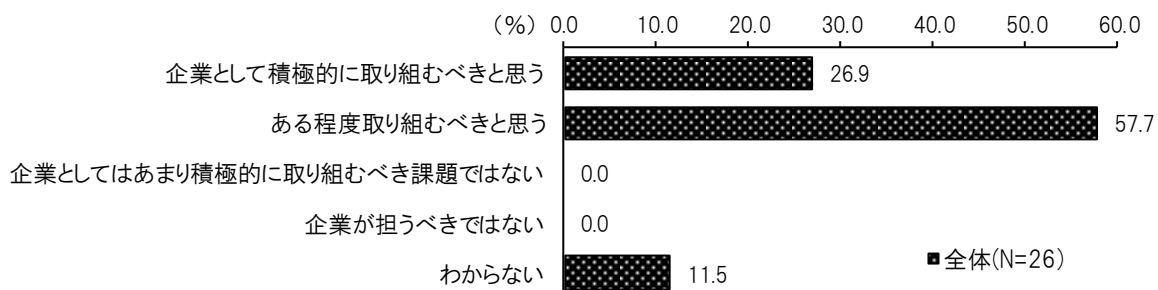
育児・介護休業制度を定着させる上での問題点については、「休業期間中の代替要員の確保が難しい」が最も多く、次いで「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」が続いています。

【育児・介護休業制度を定着させる上での問題点】



ワーク・ライフ・バランスの取組については、「企業として積極的に取り組むべきと思う」(26.9%)と、「ある程度取り組むべきと思う」(57.7%)を合計して、84.6%が『取り組むべき』と回答しています。

【ワーク・ライフ・バランスの取組について】



【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

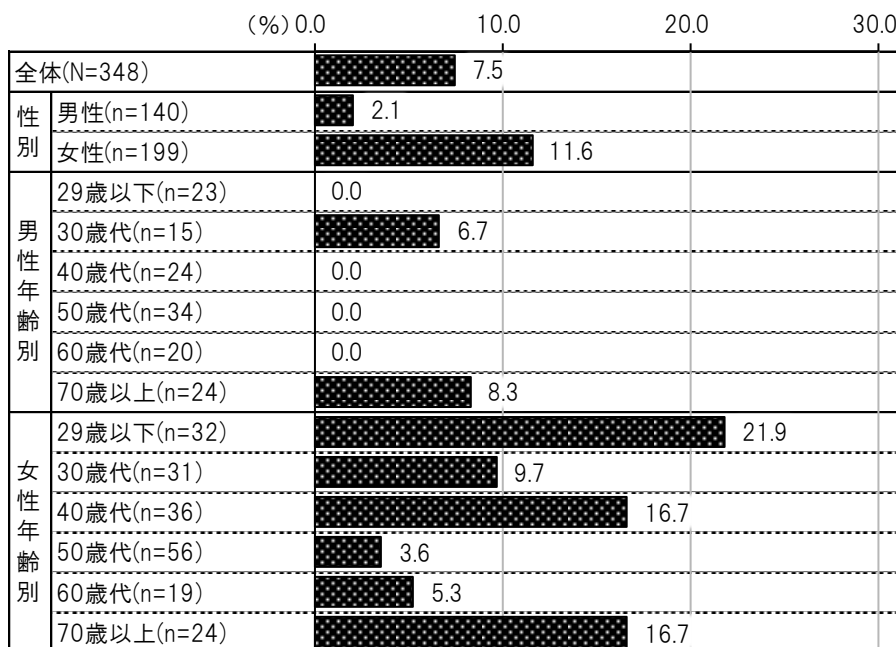
- ・根強い固定的性別役割分担意識が存在する中、男性に多くみられる長時間労働や職場中心のライフスタイルが、子育て・介護に関わることを妨げる要因となっている。
- ・子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証し、広く紹介することにより企業の自主的な取組を促進する。

6 暴力を許さない社会づくりについて

【町民アンケート調査結果の概要】

DVの経験について「自分が被害を受けたことがある」割合は、男性が 2.1%、女性が 11.6%で、特に女性の 29 歳以下で多くなっています。

【DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



DVの相談先としては、「友人や知人」「家族や親族」が多くなっている一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人も多く、その理由としては、「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかったから」や「相談しても無駄だと思ったから」といった回答が多くなっています。

DVに対する必要な取組については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が突出して最も多く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」などの順となっています。

【DVに対する必要な取組】

順位	DVに対する必要な取組(N=348)	回答割合(%)
1位	被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実	64.4
2位	被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルター)などの整備	35.1
3位	被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実	28.2
4位	被害者家庭の子どもへのサポートの充実	27.6
5位	DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施	19.3
6位	学校での暴力を防止するための学習等の場の充実	18.4
7位	加害者の更生に向けた対策やサポートの充実	17.8
8位	家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実	14.7
9位	メディア・リテラシー教育の充実	4.9

【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・暴力は被害者を傷つけるだけではなく、暴力を見て育つ子どもにも重大な影響を及ぼすおそれがある。
- ・児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図る。
- ・配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力（デートDV）に関する啓発を行う。

7 生涯を通じた健康づくりについて

【町民アンケート調査結果の概要】

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」への「賛成意識」は7割以上を占めているとともに、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については6割以上を占めています。しかし、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男女共に若い年齢層は「賛成意識」が多いものの、年齢が上がるほど「反対意識」が多くなるなど、年齢による差が顕著にみられます。

【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

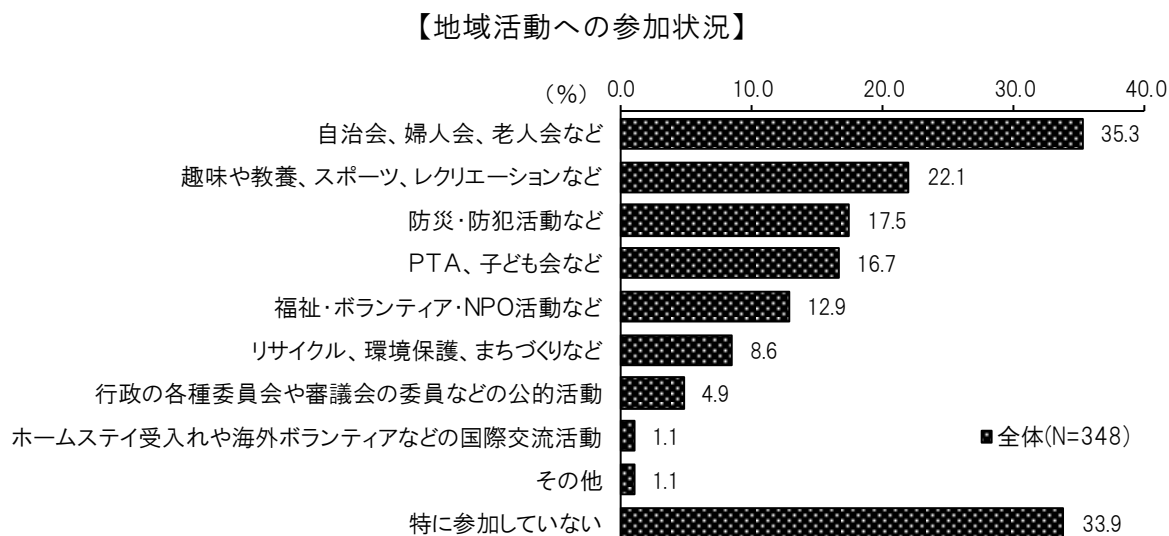
- ・生涯を通じた健康、性差に応じた健康、妊娠・出産に係る健康支援が必要。

8 地域社会における男女共同参画について

【町民アンケート調査結果の概要】

地域活動への参加状況については、「特に参加していない」が3割以上を占めていますが、参加者は「自治会、婦人会、老人会など」が最も多く、次いで「趣味や教養、スポーツ、レクリエーション」「防災・防犯活動など」の順となっています。

また、地域活動に参加していない理由については、「参加するきっかけがない」「忙しくて時間がない」などが多くみられます。



防災・災害復興対策については、「防災訓練などへの参加」をはじめ、「避難所機能の充実に向けた検討」「避難所の運営における女性リーダーの配置」などで、女性の活躍が必要とされています。

【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・自治会や地域おこし・まちづくり・観光、子育て支援活動などは、特定の性別や年齢層で担われており、組織の役員構成や意思決定の場では男性が中心など、行事の役割分担が性別によって決められている。
- ・男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進める。また、男女が共に参画する様々な地域活動を進めていく。

9 福祉環境づくりについて

【町民アンケート調査結果の概要】

男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「企業等に対して、性別を問わず働きやすい職場づくりを促進する」や「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障害のある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」などが、上位に回答されています。

【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・一人で外出できない高齢者や障害者などに対して、地域の助け合いも含めて環境整備が必要。
- ・障害のある方の働く場所の確保など、弱者が安心して暮らせる環境づくり。
- ・高齢者・障害者・外国人等に対する、災害時の適切な対応方法を周知する。

【3】本町の課題

1 人権の尊重と男女共同参画意識について

町民アンケート調査結果では、「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強い現状が読み取れました。

これは、生活習慣等を通じて、個人の能力の発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。

そのため、誰もがお互いに認め合い、尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会の実現を目指すことが必要です。本町では、第1次計画や男女共同参画社会基本法などをはじめ、制度等の周知に努めてきましたが、今後も引き続き意識啓発の取組が必要です。

人権の尊重と男女の平等意識は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本的な考え方であり、「女性」や「人権」について、誰にでも分かりやすい啓発や情報の提供が必要です。

2 男女共同参画に関する教育・学習について

子どもの頃からの男女平等意識の醸成や、固定的な性別役割分担意識の払拭への取組が必要です。そのため、学校のみならず、家庭や地域等様々な場における、男女共同参画に関する学習機会の充実を図ることが必要です。

また、進路等の選択の場面において、性別にかかわらず、本人の意思に基づいた様々な選択を可能にする取組が求められます。

3 女性が活躍できる環境づくりについて

審議会等における女性の積極的な登用や、女性職員の管理職への登用促進の考え方は、引き続き重要な視点です。

企業・事業所等において、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図る取組を促進するとともに、あらゆる場面における女性の活躍促進に向けて、男性自身の意識の改革、また女性自身の意識改革の促進が必要です。

4 働く場における男女共同参画の推進について

働く場における男女共同参画の推進を図るため、男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解を広めるとともに、パワーハラスメント等の防止に向け、事業主が対策を講じるよう啓発等の充実が必要です。

女性の活躍による経済社会の活性化が求められている中、雇用や就業における女性の就業の継続、再就職などに対する支援への取組など、関係機関と連携した推進が求められます。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

仕事と家庭生活の両立に向けて、育児休業・介護休業の取得の促進や、労働時間短縮等に関する企業・事業所等への働き掛けなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた様々な取組が必要です。

また、企業・事業所のみならず、家庭や地域全体において、育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整えることや、男性が家事や育児・介護などをする事への理解の促進や、意識改革が必要です。

6 地域活動や防災分野における男女共同参画について

性別にかかわらず、誰もが地域活動に参加できるよう、活動時間の調整や多忙な人でも参加しやすい環境づくりに向けた検討が必要です。

また、地域社会の一員として、女性の視点やニーズをより一層反映させていくために、防災・災害復興対策をはじめ、地域おこしやまちづくりなど、様々な分野の地域活動に性別や年齢にかかわらず、共に参画しやすい地域社会づくりの促進が必要です。

7 暴力等の防止対策について

DV防止のための広報・啓発をはじめ、家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実は引き続き重要な課題です。

DV被害者等が相談しやすく、また安心できる支援体制づくりの構築、そのための関係機関との連携の強化、そしてデートDVや虐待等の問題に関しても、子どもの頃からの教育も含めて、様々な機会を通じた広報・啓発活動が必要です。

8 生涯を通じた健康づくりについて

女性の人権を尊重し、女性が自らの身体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という考え方について、より一層の周知・浸透が必要です。

女性特有の疾病予防をはじめ、女性の心身の健康に対応した多様な相談体制の充実が必要です。

9 福祉環境づくりについて

家族や地域で支え合う福祉環境づくりのために、高齢者や障害者等に対する公的な介護支援の充実をはじめ、性別にかかわらず介護休業が取りやすい環境づくり等を推進する必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

第1次計画においては、基本理念として「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案・決定への男女に平等な参画機会」「家庭生活と仕事・地域活動との両立、パートナーシップの確立」の四項目を掲げています。

本町では、この考え方に基づき人権尊重の理念を社会に根付かせ、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

第1次計画は2007（平成19）年3月に策定し、その後、2017（平成29）年3月に、政策の最上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」を策定しています。「第2次四万十町総合振興計画」においては、まちの将来像を「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」と定めています。これは、文化や歴史、自然環境を次世代に守り伝え、様々な社会環境の変化にも適応しながら、全ての町民が心豊かに、元気でいきいきと支え合いながら暮らしていくまちづくり、を示しています。

本計画においては、第1次計画の目指す方向を踏襲しつつ、「第2次四万十町総合振興計画」の理念や考え方を踏まえ、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

● 本計画の基本理念 ●

**ともに認め合い ともに活躍する
元気なまち 四万十町**

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図り、これまで以上に、女性が活躍できる社会づくりを目指すとともに、男女が共にお互いを認め合い、個人として尊重される活力ある「元気な」まちづくりを目指します。

基本理念の実現に向けて、本町を取り巻く環境やアンケート結果等を踏まえ、次の三つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画のまちづくりを推進するためには、誰もがお互いの人権を尊重する意識が重要です。

しかし、アンケートやヒアリング結果では、社会の様々な分野において、依然として男性優遇意識が根強い現状がみられます。男女共同参画意識の向上のため、人権尊重の意識づくりを推進するとともに、社会通念やしきたり・慣習の見直しなど、意識の改革を促進します。また、学校教育における人権と男女共同参画に関する教育を推進するとともに、家庭や地域において、生涯学習などの様々な機会を通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 女性活躍推進のまちづくり（女性活躍市町村推進計画）

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の登用を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、さらに人材の育成と活躍の促進を図ります。

職場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、男女間の格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

男女が共に家事・育児に参加することができる環境づくりや、子育て支援、介護支援の充実等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。また、地域活動や防災活動における男女共同参画を促進します。

基本目標Ⅱに係る取組は、「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」と言う。）」として位置付けます。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化、単身世帯の増加、生活困窮などを背景として、様々な社会的問題が顕在化しています。特に、暴力等については、DVやデートDV、虐待に加え、近年インターネットやスマートフォンなどの普及による、新たな人権課題も目立ってきました。

本計画では、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者に対する相談支援の充実に取り組み、これらに関連する施策を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

また、誰もが生涯を通じて健康に暮らせるための支援をはじめ、地域共生社会の考え方に基づく安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【2】施策の体系

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の まちづくり

【1】人権尊重と男女共同参画の意識づくり

- 1 人権尊重の意識づくり
- 2 男女共同参画の理解促進

【2】男女共同参画を推進する教育・学習の推進

- 1 男女平等の視点に立った教育・保育の推進
- 2 多様な生涯学習機会の提供

【基本目標Ⅱ】 女性活躍推進の まちづくり (女性活躍推進計画)

【3】女性が活躍できる基盤づくり

- 1 政策・方針決定過程における女性活躍の推進
- 2 女性の人材育成と能力開発

【4】働く場における男女共同参画の推進

- 1 男女平等の雇用機会と待遇の確保
- 2 誰もが働きやすい職場環境づくり
- 3 農林水産業等における男女共同参画の推進

【5】仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)
の推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 仕事と子育て・介護の両立支援

【6】地域・防災分野における
男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進
- 2 防災分野における男女共同参画の推進

【基本目標Ⅲ】 安心して暮らせる まちづくり

【7】あらゆる暴力の根絶
(DV防止市町村基本計画)

- 1 暴力や虐待を許さない意識づくり
- 2 相談支援体制の充実

【8】生涯を通じた健康づくり
への支援

- 1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 2 母子保健の充実

【9】誰もが安心できる福祉の
まちづくり

- 1 地域福祉の推進
- 2 生活支援の充実

第5章 行動計画

基本目標Ⅰ

男女共同参画のまちづくり

【基本施策1】人権尊重と男女共同参画の意識づくり

○取組の方向○

一人ひとりが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。また、町民や企業・事業所など、誰もが、あらゆる場において男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう啓発活動を推進します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 人権尊重の意識づくり	- 人権についての、より正しい知識や理解が得られるよう、町民をはじめ、企業・事業所や各種団体等幅広く、広報紙や町ホームページ、講演会など様々な機会を通じた啓発に努めます。 - 人権啓発週間に連動・連携した取組の強化など、より効果的な啓発に努めます。	町民課 企画課 生涯学習課 にぎわい創出課
	P T A活動において、学校や家庭及び地域との連携を図り、人権講座や家庭教育講座等を通じた人権啓発活動を充実するとともに、P T Aにおける人権研修等の実施に努めます。	学校教育課 生涯学習課
	男女平等や人権尊重の学習について、児童・生徒の発達段階に応じた人権学習の充実を図ります。	学校教育課
	L G B Tなどに代表される性的少数者（セクシュアルマイノリティ※）など、性の考え方に対する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人に対する偏見の解消と理解の促進に努めます。	町民課 学校教育課 生涯学習課
2 男女共同参画の理解促進	広報紙や町ホームページ、国や県が作成するパンフレット等、様々な媒体を活用し、広く男女共同参画への理解を促進するとともに、誰にでも分かりやすい周知啓発に努めます。	全庁 町民課 企画課

※セクシュアルマイノリティ／同性愛者や両性愛者、また身体と心の性が一致しない人など、性的少数者のこと。
L G B TはL（レズビアン／女性の同性愛者）、G（ゲイ／男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル／両性愛者）、T（トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人）の、4つの頭文字から表現した言葉で、性の多様性を表す。これに、Q（クエスチョニング／性的志向を特定できない人）を加えたL G B T Qという表現もある。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
2 男女共同参画の理解促進	・本計画をはじめ、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法など、関連法規や制度の周知啓発に努めるとともに、男女共同参画に関する地域、企業・事業所、各種団体等における取組事例等の情報提供に努めます。	町民課 企画課 にぎわい創出課
	・「固定的な性別役割分担意識」の払拭に向けて、広報紙や町ホームページをはじめ、町が作成する出版物等において、男女共同参画の考え方に配慮した表現に努めます。	町民課 企画課
	・企業・事業所や各種団体等において、男女共同参画に関する講演会や研修活動を支援し、自主的に取り組む活動の促進に努めます。	町民課 にぎわい創出課

【基本施策２】男女共同参画を推進する教育・学習の推進

○取組の方向○

次代を担う子ども一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、教育の場における人権や男女共同参画への理解を促進します。

固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが多様な生き方を選択できるよう、学校のみならず、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 男女平等の視点に立った教育・保育の推進	・職場体験等のキャリア教育を通じて、幅広い視野を持つことができる意識を育むとともに、男女共同参画の視点に立った進路指導を行います。	学校教育課
	・保育所や学校の教職員における、男女共同参画についての理解の促進を図るため、研修機会等の充実に努めます。	学校教育課 生涯学習課
	・児童・生徒が、性別による序列を意識することがないよう、町内の小中学校における「男女混合名簿」の実施を促進します。	学校教育課
	・児童・生徒を対象とした、妊婦や赤ちゃんとの交流、胎児の疑似体験などを通じた、命の学習を推進するとともに、思春期講演会など、自分の意思をしっかりと示せる、自己決定能力を身に付ける教育を推進します。	町民課 学校教育課 健康福祉課
2 多様な生涯学習機会の提供	・地域において、誰もが参加しやすい講座や講演会等の実施により、生涯学習等の機会を生かした男女共同参画に関する啓発活動を推進します。	町民課 生涯学習課

基本目標Ⅱ

女性活躍推進のまちづくり（女性活躍推進計画）

【基本施策3】女性が活躍できる基盤づくり

○取組の方向○

男女が共に、その個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定過程への女性の参画の促進に努めます。また、男女共同参画を推進する女性リーダーの育成促進に努めます。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 政策・方針決定過程における女性活躍の推進	・町の政策・方針決定過程の場である、審議会・委員会等における女性委員の選任割合、また、指導的地位に占める女性職員の割合の向上に向けて、女性の積極的な登用促進や任用機会の確保に努めます。	全庁 総務課
	・農林水産業や商工自営業において、女性の経営への参画を促進するとともに、女性の社会的、経済的地位の向上を図ります。	町民課 農林水産課 農業委員会 にぎわい創出課
2 女性の人材育成と能力開発	・政策・方針決定過程における女性の参画が進むよう、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と活用に努めます。	全庁 総務課
	・女性の能力開発やネットワークづくりにつながるよう、キャリア形成や起業に関する必要な知識や情報を提供します。	町民課 にぎわい創出課
	・町職員における能力開発のための各種研修（こうち人づくり広域連合主催の研修、職場研修等）への参加を促進し、職員の意識向上に努めます。	全庁 総務課
	・個人の能力と適正に応じた職員の配置に努めるとともに、管理職以上への女性職員の積極的な登用を進めます。	全庁 総務課

【基本施策４】働く場における男女共同参画の推進

○取組の方向○

職場等において、性別により格差が生じないように、能力を発揮する機会と公平な待遇の確保に向けて、関係機関と連携して企業・事業所等に啓発し、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 男女平等の雇用機会と待遇の確保	・企業・事業所等に対して、男女雇用機会均等法などの法制度の周知を図るとともに、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定や実行を働き掛けます。	町民課 にぎわい創出課
	・企業・事業所等に対して、積極的改善措置（ポジティブアクション）への理解を促進します。	町民課 にぎわい創出課
	・女性の各種職業能力向上のために開催される講座や、研修会等の情報提供をはじめ、起業等に関する様々な情報の提供に努めます。	町民課 にぎわい創出課
2 誰もが働きやすい職場環境づくり	・女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を収集し、関係各課及びハローワーク等との連携により、企業・事業所等に対する情報提供に努め、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。	町民課 にぎわい創出課
	・ハローワークや高知県経営者協会と連携して情報収集を行い、就労環境の充実に向けた支援策を検討します。	町民課 にぎわい創出課
	・関係課及びハローワーク等との連携により、女性の再就職等に関する相談窓口の情報提供に努めます。	町民課 にぎわい創出課
	・性別にかかわらず、雇用形態に応じた処遇や労働条件を確保するよう、関係機関と連携し、企業・事業所等に対する情報提供や制度の周知に努めます。	町民課 にぎわい創出課
	・職場等における各種ハラスメントの防止に向けて、広報紙や町ホームページの活用をはじめ、関係機関と連携し、情報提供や制度の周知に努めます。	町民課 にぎわい創出課

施策の方向	具体的取組内容	担当課
3 農林水産業等における男女共同参画の推進	・ 農業経営者への家族農業経営における、各世帯員の役割分担、就業条件などに関する取り決め（家族経営協定）の周知及び理解を促進し、家族労働者の地位向上を促進します。	農林水産課 農業委員会 にぎわい創出課
	・ 農林水産業や商工自営業において、男女が共に働きやすい環境の整備促進を図るため、様々な機会を通じて、男女共同参画に関する必要な情報を提供します。	町民課 農林水産課 農業委員会 にぎわい創出課

【基本施策5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

○取組の方向○

誰もが、「仕事」と子育てや介護などの「家庭生活」を両立できるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の意識啓発に努めるとともに、子育てや介護支援体制等の充実を図ります。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進	・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、企業・事業所等に対する、育児休業・介護休業制度など、様々な制度の普及に向けた啓発に努めます。	町民課 にぎわい創出課
	・仕事と家庭・地域活動等を両立できるよう、企業・事業所等に対して、時間外勤務の抑制等についての啓発や、ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の情報提供に努めます。	町民課 にぎわい創出課
	・企業・事業所等に対して、子育てや介護に、理解と協力が得られる職場環境づくりを促進するための啓発に努めます。	町民課 にぎわい創出課
2 仕事と子育て・介護の両立支援	・「四万十町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策の更なる充実を図り、保護者のニーズに対応した教育・保育事業を推進するとともに、仕事と子育てを両立できる環境の整備に努めます。	生涯学習課
	・「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する様々な支援サービスを提供し、仕事と介護を両立できる環境の整備に努めます。	健康福祉課
	・男女が共に家事、育児、介護等へ参画できる環境づくりとともに、男性の家事等への参画に対する町民の理解促進に努めます。	町民課 生涯学習課 健康福祉課

【基本施策6】地域・防災分野における男女共同参画の推進

○取組の方向○

性別にかかわらず、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。また、防災対策に女性の視点を取り入れ、地域防災力の向上を目指します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 地域活動における男女共同参画の推進	・ ボランティアやNPO団体など、地域で活躍する各種団体との連携を強化し、誰もが参加しやすい地域活動を促進し、様々な機会を通じて、男女共同参画についての理解を深めてもらえるよう努めます。	企画課 町民課 生涯学習課
	・ 地域活動の方針決定過程の場において、性別にかかわらず、誰もが参画できるよう様々な学習機会の充実を図るとともに、女性の視点を取り入れた、地域おこしやまちづくり活動の促進に努めます。	企画課 町民課 生涯学習課
2 防災分野における男女共同参画の推進	・ 地域の防災活動に、男女が共に参加し、それぞれの役割を尊重しながら取り組めるよう啓発するとともに、男女共同参画の考え方を踏まえた防災体制の確立を目指します。	危機管理課
	・ 女性の視点を取り入れた防災訓練等、地域の自主防災活動の普及・啓発に努めるとともに、女性の積極的な参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。	危機管理課

基本目標Ⅲ

安心して暮らせるまちづくり

【基本施策 7】 あらゆる暴力の根絶（DV防止市町村基本計画）

○取組の方向○

近年は、DVだけでなく、デートDV、ストーカー行為、性犯罪、虐待等に加え、インターネットやスマートフォンの普及に伴うSNS*を利用した性的な嫌がらせなど、暴力の形態も多様化しています。あらゆる暴力を許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、県の「高知県DV被害者支援計画」の取組と連携を図りながら、若い世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 暴力や虐待を許さない意識づくり	・若年層から高齢者まで、あらゆる世代を対象として、DVやデートDV、ストーカー行為、性犯罪、虐待等「あらゆる暴力は重大な人権侵害である」という意識の醸成に向けて、県の取組や人権啓発の取組と連携し、広報紙や町ホームページ、講演会など様々な機会を通じた啓発に取り組みます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課
	・関係機関との連携により、高齢者や障害者、子ども等に対する虐待防止に向けた啓発を推進するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課
2 相談支援体制の充実	・関係機関との連携を強化し、DV等の被害者に対する相談体制や相談窓口の充実を図り、きめ細かな保護・自立支援の充実など、相談支援体制の構築に努めます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課
	・あらゆる機会を通じて相談窓口を周知し、被害者等が相談の機会を失うことなく、支援へとつながられるよう、様々な機会を通じた効果的な周知に努めます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課

*SNS／人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイトのこと（Facebook、Twitterなど）

【基本施策 8】生涯を通じた健康づくりへの支援

○取組の方向○

誰もが、生涯にわたって心豊かに健康に暮らせるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、性別差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取組を充実します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	・誰もが生涯を通じて健康で暮らせるよう、「四万十町健康増進計画」に基づき、健康診査、健康相談、健康教育の充実など、男女共同参画社会の基盤となる、町民のライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。	健康福祉課
	・思春期における児童・生徒の身体や心の悩みについて、安心して相談できる環境づくりをはじめ、性や健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、発達段階に応じた健康教育等を充実します。	学校教育課 健康福祉課
	・児童・生徒に対する薬物乱用防止に向けた教育の充実を図るとともに、広報紙や学校での配布物等を活用した啓発に努めます。	学校教育課 健康福祉課
	・「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の整備・推進をはじめ、認知症対策など、高齢者の総合的な健康づくりを支援します。	健康福祉課
2 母子保健の充実	・女性が安心して子どもを産み、育てることができるよう、訪問や相談支援、健診の勧奨など、妊娠・出産・育児を通じた切れ目のない母子保健の充実に努めます。	健康福祉課
	・女性の身体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方に基づき、女性が安心して安全に出産することができるよう、母性の尊重意識の啓発に努めます。	町民課 健康福祉課

【基本施策 9】誰もが安心できる福祉のまちづくり

○取組の方向○

高齢者や障害者、子育て家庭や生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進し、誰もが福祉活動に参画できるよう、情報提供や相談機能の充実に努めます。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 地域福祉の推進	・「四万十町地域福祉計画」に基づき、多様化する地域課題の解決に町民が積極的に参画し、共に暮らしやすい「地域共生社会」を目指す機運が高められるよう、地域交流の促進や支え合い活動の支援に取り組めます。	健康福祉課
	・ボランティア活動やまちづくり活動などを行う団体への、男女共同参画を促進するための情報提供や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行います。	町民課 健康福祉課
	・高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した暮らしを送ることができるよう、「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、生活の支援や生活環境の向上、権利擁護の推進等に取り組めます。	健康福祉課
	・障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「四万十町障害者計画」等に基づき、生活環境の向上や社会参加の支援、権利擁護の推進に取り組めます。	健康福祉課
	・「四万十町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域で安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て支援の充実に取り組めます。	教育委員会
2 生活支援の充実	・ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関する悩みの解決に向けて、男女別ニーズに配慮しながら、相談窓口の充実・強化を図るとともに、自立生活を支援します。	町民課
	・生活保護制度の適正な運用と相談・指導体制の充実を図り、対象者における就業機会の確保など、自立支援を図ります。	健康福祉課

第6章 計画の推進に当たって

【1】職員の理解促進と庁内推進体制の強化

本計画の施策は、人権・子育て・教育・保健・福祉など広範囲に及ぶことから、全庁的な庁内推進体制の強化が必要です。全ての職員が男女共同参画社会の意義を理解し、家庭や地域等生活のあらゆる場面で、町民に率先して行動することが重要です。

男女が共に働きやすい職場づくりにも積極的に取り組むとともに、庁内推進体制の充実・強化により、本計画の着実な推進に努めます。

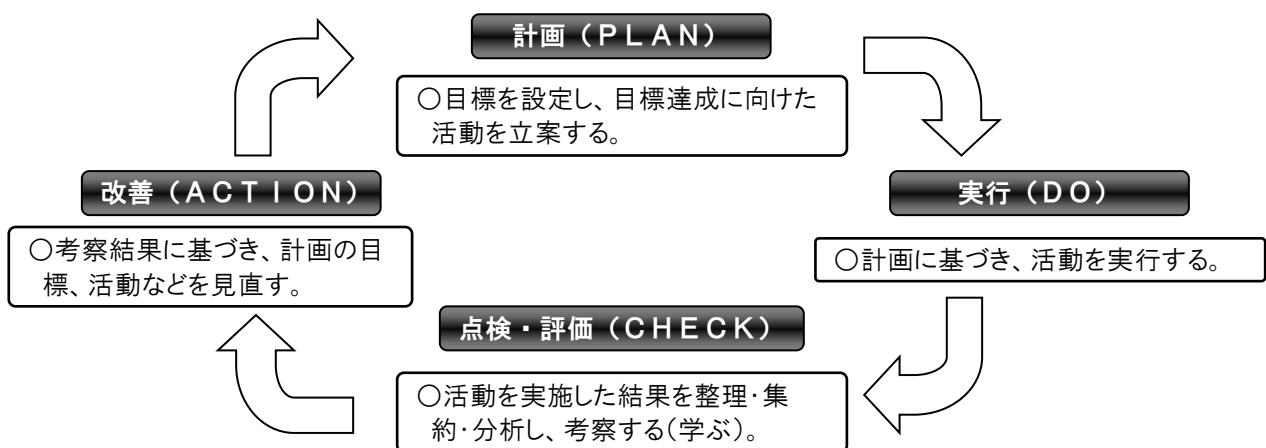
【2】町民の理解促進と連携・協働による推進

本計画は、行政と町民や企業・事業所、各種関係団体等との、連携と協働による推進が重要です。そのため、人権尊重や男女共同参画に関する情報提供などを通じて、広く町民に本計画の趣旨や内容を周知し、意識の醸成に努めます。

【3】計画の進捗管理

本計画の進捗管理に当たっては、庁内関係各課においてPDCAサイクルの考え方に基づき、定期的に取り組む内容の点検・評価を行い、進捗状況を把握するとともに、次の施策に生かすために、常に改善を図ります。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



【４】数値目標の設定

	現状値 2018 (平成 30)年度	目標値 2023 (平成 35)年度	把握方法
1 社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする 町民の割合	11.8%	50%	町民 アンケート
2 啓発推進をテーマとした研修会や講演会等の開催 (県との連携を図る)	2回／年	3回／年	庁内資料
3 学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」と する町民の割合	44.8%	60%	町民 アンケート
4 町内小中学校における男女混合名簿の採用	50.0%	100%	庁内資料
5 町の審議会(広域を除く)等での女性委員の占める割合	18.6% (2017 年)	30%	庁内資料
6 町の管理職における女性の割合 (一般行政職、副課長級以上)	21.9%	50%	庁内資料
7 仕事場における平等意識 「仕事場」における男女の平等感について「平等」とする町 民の割合	33.6%	50%	町民 アンケート
8 DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからな かった」割合	21.2%	0%	町民 アンケート
9 防災会議における女性委員の割合	3.3%	10%	庁内資料

資料編

【１】第２次四万十町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属・役職
男女共同参画に関し 知識及び経験を有する者	古 味 加 奈	高知県男女共同参画課 女性の活躍推進室チーフ
	森 野 幸 世	四万十町連合婦人会 会長
	野 中 国 世	人権擁護委員
一般住民及び 各種団体の代表者等	市川 敏英	四万十町商工会 事務局長
	広田 由貴	四万十農協 総務課 班長
	林 佐 智	四万十交通 総務課 課長
町職員	野 村 和 弘	健康福祉課 課長
	林 瑞 穂	生涯学習課 課長
公募による者	松 尾 浩 子	会社員
	川 下 徳 之	専業主夫

【2】第2次四万十町男女共同参画計画策定委員会 開催経緯

開催期日	内容
平成30年10月15日（月）	平成30年度 第1回 四万十町第2次男女共同参画計画策定委員会 ○町長挨拶 ○委嘱式 ○策定委員会委員長選出 ○計画の概要と本町の現状について ○各種団体へのヒアリングシート配付について
平成30年11月27日（火）	平成30年度 第2回 四万十町第2次男女共同参画計画策定委員会 【報告事項】 ○調査結果の報告 ○調査結果等から読み取れる現状と課題の整理 【審議事項】 ○第2次計画策定について
平成30年12月25日（火）	平成30年度 第3回 四万十町第2次男女共同参画計画策定委員会 ○計画素案および事業チェック結果について
平成31年1月17日（木）	平成30年度 第4回 四万十町第2次男女共同参画計画策定委員会 ○計画素案について ○数値目標の設定（案）について

【3】男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他の男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条・第3条 (略)

【４】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めると

ころにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構

成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

- 第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の

割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協

力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の科料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5条・第6条 (略)

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) (略)

【５】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

号から第四号まで及び第 18 条第 1 項		
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第四号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

【6】高知県男女共同参画社会づくり条例

高知県条例第 60 号

前文

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、男女共事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われ

ること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画を推進する取組（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

（県民の責務）

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

（男女共同参画計画）

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

（広報活動等の充実）

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

（教育と学習の推進）

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

（農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進）

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

（附属機関等の委員の男女構成）

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

（男性の家事、子育て等への参加促進）

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

（生涯を通じた女性の健康支援）

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

（拠点施設）

第14条 県は、うち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第 17 条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

第 3 章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1)被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2)加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第 4 章 苦情等の申出の処理

第 21 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第 2 項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第 25 条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3 名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として 2 名以内で任命することができます。

第 5 章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第 22 条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第 23 条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 24 条 参画会議は、委員 15 人以内で組織します。

(委員)

第 25 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第 2 号に掲げる者については、2 名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 26 条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第 6 章 雑則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているうち男女共同参画プランは、第 7 条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

(地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和 28 年高知県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

女性相談員

を

女性相談員

男女共同参画苦情調整委員

に改める。